

青森県地域防災計画新旧対照表

— 風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編 —

(令和8年2月修正)

新旧対照表

総目次

風水害等災害対策編	P1
地震・津波災害対策編	P78
火山災害対策編	P142

※ 修正のない箇所については、記載省略。

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の災害</p> <p>第8節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 防災事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>第10節 避難対策</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 災害廃棄物対策 第15節 文教対策 第16節 警備対策 第17節 交通施設対策 第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第19節 水害予防対策 第20節 風害予防対策 第21節 土砂災害予防対策 第22節 火災予防対策 第23節 複合災害対策 第24節 孤立対策</p>	<p>第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 災害廃棄物対策 第15節 文教対策 第16節 警備対策 第17節 交通施設対策 第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第19節 水害予防対策 第20節 風害予防対策 第21節 土砂災害予防対策 第22節 火災予防対策 第23節 複合災害対策 第24節 孤立対策</p>	
<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防 疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策</p>	<p>第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防 疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策</p>	
<p>第5章 雪害対策、事故災害対策計画</p>	<p>第5章 雪害対策、事故災害対策計画</p>	
<p>第1節 雪害対策</p>	<p>第1節 雪害対策</p>	
<p>第2節 海上災害対策</p>	<p>第2節 海上災害対策</p>	
<p>第3節 航空災害対策</p>	<p>第3節 航空災害対策</p>	
<p>第4節 鉄道災害対策</p>	<p>第4節 鉄道災害対策</p>	
<p>第5節 道路災害対策</p>	<p>第5節 道路災害対策</p>	
<p>第6節 危険物等災害対策</p>	<p>第6節 危険物等災害対策</p>	
<p>第7節 大規模な火事災害対策</p>	<p>第7節 大規模な火事災害対策</p>	
<p>第8節 大規模な林野火災対策</p>	<p>第8節 大規模な林野火災対策</p>	
<p>第6章 災害復旧対策計画</p>	<p>第6章 災害復旧対策計画</p>	
<p>第1節 公共施設災害復旧</p>	<p>第1節 公共施設災害復旧</p>	

風水害等災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務大綱</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 略</p> <p><u>(2)～(17)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 略 (2) <u>東日本電信電話株式会社</u>（青森支店）、<u>エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコ モ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク 株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>1～5 略</p> <p>6 港湾及び漁港 (中略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務大綱</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 略 <u>(2) 東北管区行政評価局（青森行政監視行政相談センター）</u> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に関すること</u></p> <p><u>(3)～(10)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 略 (2) <u>NTT東日本株式会社</u>（青森支店）、<u>NTTドコモビジネ ス株式会社</u>、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル 株式会社</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>1～5 略</p> <p>6 港湾及び漁港 (中略)</p>	<p>管区行政評価局が 指定地方行政機関 に指定されたこと による。</p> <p>社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>また、本県が管理する漁港は<u>4 2 港</u>であり、このうち佐井、白糠、小泊の3港は避難港となっている。</p> <p>7 道路</p> <p>本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号（一部）、104号（一部）と、県管理の国道101号（一部）、102号、103号、104号（一部）、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道 <u>185 路線</u>がネットワークを形成している。</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は<u>令和3年（2021年）3月31日現在 3,967.7km</u>で、うち改良済延長 <u>3,034.5km</u>（改良率：<u>76.4%</u>）、舗装済延長 <u>2,840.7km</u>（舗装率：<u>71.6%</u>）となっている。</p> <p>8～11 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 青森県の災害</p> <p>1 春（3月上旬～6月上旬） 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 火災</p> <p>4月、5月は大陸からの乾燥した移動性高気圧に覆われ、1年間で最も空気が乾燥する時期であり、<u>林の火災</u>が発生する。最小湿度が40%以下、実効湿度が65%位以下になると火災が多くなっている。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 略</p>	<p>また、本県が管理する漁港は<u>4 1 港</u>であり、このうち佐井、白糠、小泊の3港は避難港となっている。</p> <p>7 道路</p> <p>本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号（一部）、104号（一部）と、県管理の国道101号（一部）、102号、103号、104号（一部）、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道 <u>186 路線</u>がネットワークを形成している。</p> <p>なお、県内の国・県道の実延長は<u>令和5年（2023年）3月31日現在 3,968.8km</u>で、うち改良済延長 <u>3,298.4km</u>（改良率：<u>83.1%</u>）、舗装済延長 <u>3,748.7km</u>（舗装率：<u>94.5%</u>）となっている。</p> <p>8～11 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 青森県の災害</p> <p>1 春（3月上旬～6月上旬） 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 火災</p> <p>4月、5月は大陸からの乾燥した移動性高気圧に覆われ、1年間で最も空気が乾燥する時期であり、<u>林野火災</u>が発生する。最小湿度が40%以下、実効湿度が65%位以下になると火災が多くなっている。</p> <p>（略）</p> <p>(3)</p>	<p>久栗坂漁港について、令和7年4月1日付けで青森市へ移管されたため</p> <p>最新（令和5年3月31日時点に更新）</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4) 晩霜 (中略) 通常、気温が2℃以下になると霜が降り、-1℃以下では強い霜となって被害が拡大する。県内の終霜日は、概ね4月下旬から5月上旬であるが、上北・三八地方はオホーツク海高気圧に覆われて、6月でも降霜の記録がある。</p> <p>2 夏（6月中旬～9月上旬） (1)・(2) 略</p> <p>(3) 大雨 (中略) 県内の1時間降水量の最大記録は、約90mmとなっている。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(4) 晩霜 (中略) 通常、気温が2℃以下になると霜が降り、-1℃以下では強い霜となって被害が拡大する。県内の終霜日は、概ね4月下旬から5月上旬であるが、上北・三八地方はオホーツク海高気圧に覆われて、6月でも降霜の記録がある。</p> <p>2 夏（6月中旬～9月上旬） (1)・(2) 略</p> <p>(3) 大雨 (中略) 県内の1時間降水量の最大記録は、約100mmとなっている。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>脱字の修正</p> <p>令和4年8月9日の大雨による更新</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第1節 県防災会議</p> <p>略</p> <p>1 県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等（委員）をもって組織する</p> <p>【県防災会議組織図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関（17機関） <ul style="list-style-type: none"> 東北管区警察局 東北総合通信局 東北財務局（青森財務事務所） 東北厚生局 青森労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部東北支部 東北地方整備局 東北運輸局 東京航空局（三沢空港事務所） 東北地方測量部 仙台管区気象台（青森地方気象台） 第二管区海上保安本部（青森海上保安部） 東北地方環境事務所 東北防衛局 ○ 指定公共機関（10機関） <ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社（盛岡支社青森支店） 東日本電信電話株式会社（青森支店） 日本郵便株式会社（青森中央郵便局） 日本銀行（青森支店） 日本赤十字社（青森県支部） 日本放送協会（青森放送局） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター） 東北電力株式会社（青森支店） 日本通運株式会社（青森支店） 東日本高速道路株式会社（東北支社青森管理事務所） ○ 指定地方公共機関（5機関） <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人青森県医師会 青森ガス株式会社 青い森鉄道株式会社 公益社団法人青森県バス協会 青森放送株式会社 ○ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 	<p style="text-align: center;">第1節 県防災会議</p> <p>略</p> <p>1 構成員</p> <p>県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等（委員）をもって組織する。</p> <p>【県防災会議組織図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関（18機関） <ul style="list-style-type: none"> 東北管区警察局 東北総合通信局 <u>東北管区行政評価局（青森行政監視行政相談センター）</u> 東北総合通信局 東北財務局（青森財務事務所） 東北厚生局 青森労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部東北支部 東北地方整備局 東北運輸局 東京航空局（三沢空港事務所） 東北地方測量部 仙台管区気象台（青森地方気象台） 第二管区海上保安部（青森海上保安部） 東北地方環境事務所 東北防衛局 ○ 指定公共機関（10機関） <ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社（盛岡支社青森支店） <u>N T T 東日本株式会社（青森支店）</u> 日本郵便株式会社（青森中央郵便局） 日本銀行（青森支店） 日本赤十字社（青森県支部） 日本放送協会（青森放送局） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター） 東北電力株式会社（青森支店） 日本通運株式会社（青森支店） 東日本高速道路株式会社（東北支社青森管理事務所） ○ 指定地方公共機関（5機関） <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人青森県医師会 青森ガス株式会社 青い森鉄道株式会社 公益社団法人青森県バス協会 青森放送株式会社 ○ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 	<p>体裁の修正</p> <p>管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことによる。 社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>2 県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域県民局地域連携部長)</u> <u>(県民局長)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 県災害対策本部</p> <p>略</p> <p>1 組織 (1)～(3) 略 (4) <u>統括調整部に</u>災害対策対応全般を統制するため、統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編）」による。 (5)～(7) 略</p> <p>2 運営 (1) 体制 ア～エ 略 オ 災害情報連絡員等 <u>災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。</u> (ア) 略 (イ) 市町村に派遣する情報連絡員（リエゾン） 気象の特別警報が発表された場合等に、関係する市</p>	<p><u>2 組織</u> <u>県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域連携事務所長)</u> <u>(地域連携事務所長)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 県災害対策本部</p> <p>略</p> <p>1 組織 (1)～(3) 略 (4) 災害対策対応全般を統制するため、<u>統括調整部に</u>統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編）」による。 (5)～(7) 略</p> <p>2 運営 (1) 体制 ア～エ 略 オ 災害情報連絡員等 <u>(削除)</u> (ア) 略 (イ) 市町村に派遣する情報連絡員（リエゾン） 気象の特別警報が発表された場合等に、関係する市町</p>	<p>体裁の修正</p> <p>組織再編に基づく修正</p> <p>文章の修正</p> <p>同オ(ア)の内容と重複するため削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>町村の被害状況等を把握するため、本部長は、<u>支部及び</u>県災害対策本部から情報連絡員（リエゾン）を関係市町村災害対策本部等に派遣する。（後略）</p> <p>カ 支部 支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて<u>所管区域の市町村と緊密に連絡し、</u>災害対策業務を実施する。</p> <p>キ 支部連絡会議 支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を<u>開催し、</u>災害対策業務について連絡調整を図る。</p> <p>(2) 防災関係機関等との連携</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣 県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、<u>東日本電信電話株式会社</u>、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>3 設置、廃止及び通知、公表</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設置及び廃止時の通知、公表</p> <p>ア 県災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表をするとともに、災害対策本部の表示を、<u>災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び</u>災害対策本部設置場所に掲示するものとする。</p>	<p>村の被害状況等を把握するため、本部長は、<u>支部又は</u>県災害対策本部から情報連絡員（リエゾン）を関係市町村災害対策本部等に派遣する。（後略）</p> <p>カ 支部 支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて災害対策業務を実施する。</p> <p>キ 支部連絡会議 支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を<u>開催するなどして、</u>災害対策業務について連絡調整を図る。</p> <p>(2) 防災関係機関等との連携</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣 県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、<u>N T T東日本株式会社</u>、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>3 設置、廃止及び通知、公表</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設置及び廃止時の通知、公表</p> <p>ア 県災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表をするとともに、災害対策本部の表示を災害対策本部設置場所に掲示するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>支部の活動内容の見直しに伴う修正</p> <p>支部の活動内容の見直しに伴う修正</p> <p>社名の変更による</p> <p>実態に合わせ修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>表略 イ・ウ 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>略</p> <p>1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2） (1)～(3) 略 (4) 設置、廃止及び公表 県災害警戒本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。 ア～ウ 略 エ 県災害警戒本部地方支部の設置、廃止の通知、公表については県災害警戒本部に準じる。</p>	<p>表略 イ・ウ 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>略</p> <p>1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2） (1)～(3) 略 (4) 設置、廃止及び公表 県災害警戒本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。 ア～ウ 略 エ 県災害警戒本部地方支部の設置、廃止したときの通知、公表については県災害警戒本部に準じる。</p>	<p>同(4)ウ(イ)の書きぶりに統一</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害予防計画</p> <p>(中略)</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務継続性の確保</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(中略)</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、<u>燃料備蓄の補給状況等</u>、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送、回線構成図は<u>節末</u>の</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害予防計画</p> <p>(中略)</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」<u>及び「第1次国土強靱化実施中期計画」</u>による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務継続性の確保</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(中略)</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、<u>燃料の備蓄状況等</u>、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送、回線構成図は<u>資料編3-</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表p4</p> <p>文章の修正</p> <p>文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>とおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等のネットワークの構築に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある市町村で<u>停電が発生</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。</p> <p><u>県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(7) 広域防災拠点等 (中略)</p> <p>また、市町村は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠点）の<u>保管等</u>の活動拠点の確保を図る。</p> <p>(後略)</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (中略)</p>	<p><u>3-12</u>のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等のネットワークの構築に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある市町村で<u>地上回線が途絶</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(後略)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(7) 広域防災拠点等 (中略)</p> <p>また、市町村は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠点）<u>等</u>の活動拠点の確保を図る。</p> <p>(後略)</p> <p>(8) その他施設・資機材等 (中略)</p>	<p>防災基本計画新旧対照表p16</p> <p>実態に合わない内容のため削除</p> <p>文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 市町村の災害対策機能等の充実 県、市町村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、市町村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。</p> <p>(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 防災事業</p> <p>1～3 略</p> <p>4 海岸防災対策事業 (1)～(3) 略 (4) 関連調整事項 ア・イ 略 ウ 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>1 方針 大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、<u>関係機関</u>との連携を通じ</p>	<p>(3) 市町村の災害対策機能等の充実 県、市町村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、市町村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。 <u>また、県及び市町村は、青森県総合防災情報システム等の関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 防災事業</p> <p>1～3 略</p> <p>4 海岸防災対策事業 (1)～(3) 略 (4) 関連調整事項 ア・イ 略 ウ 観光レクリエーションの将来需要の動向に配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>1 方針 大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表p14</p> <p>文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>て地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村</p> <p>ア 育成強化の方法</p> <p>(ア) 地域住民等の自主防災組織</p> <p>自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民に対する防災思想の普及</p> <p>ア (中略)</p> <p>(ア) 普及方法</p> <p>a 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防</p>	<p>多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村</p> <p>ア 育成強化の方法</p> <p>(ア) 地域住民等の自主防災組織</p> <p>自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民に対する防災思想の普及</p> <p>ア (中略)</p> <p>(ア) 普及方法</p> <p>a 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防</p>	<p>防災基本計画新旧対照表p9</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、<u>火災予防運動期間等</u>を通じて防災思想の普及を図る。</p> <p>b～d 略 (イ) 略 イ 略 ウ 県（<u>県消防保安課</u>）は、青森県防災教育センター（消防学校内）の設備、展示物、災害に関する映像等のさらなる活用を図る。 エ・オ 略</p> <p>(3) 災害教訓の伝承</p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p>	<p>災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、<u>火災予防運動期間及び「あおもり防災ウィーク」等</u>を通じて防災思想の普及を図る。</p> <p>b～d 略 (イ) 略 イ 略 ウ 県（<u>県防災危機管理課</u>）は、青森県防災教育センター（消防学校内）の設備、展示物、災害に関する映像等のさらなる活用を図る。 エ・オ 略</p> <p>(3) 災害教訓の伝承</p> <p><u>県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p>	<p>本県の具体の取組を追加</p> <p>所管課の変更</p> <p>防災基本計画新旧対照表p12</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>3 実施内容 (1) 個別防災訓練の実施 県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。 ア～セ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 略 (1)～(3) 略 (4) 指定避難所の整備等 略 ア 略 イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備 避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレットペーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、</p>	<p>3 実施内容 (1) 個別防災訓練の実施 県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、<u>障がい者や外国人などの要配慮者等</u>や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。 ア～セ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 略 (1)～(3) 略 (4) 指定避難所の整備等 略 ア 略 イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備 避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレットペーパー、生理用品、防臭袋・消</p>	<p>消防庁防災業務計画p10～p11</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、間仕切り、暖房器具等の物資や、<u>これらの物資の備蓄場所の確保に努める</u>。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ</u> 在宅避難者等支援の仕組みの検討</p> <p>県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>ウ・エ</u> 略</p> <p>(11)・(12) 略</p>	<p>臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、間仕切り、暖房器具等の物資を備蓄する。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ</u> 備蓄場所の確保</p> <p><u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保する等物資の備蓄場所の確保に努める。</u></p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ</u> 被災者支援業務の迅速化・効率化</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 在宅避難者等支援の仕組みの検討</p> <p>県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>エ・オ</u> 略</p> <p>(11)・(12) 略</p>	<p>下記エの追加のため</p> <p>防災基本計画新旧対照表p27</p> <p>防災基本計画新旧対照表p13</p> <p>防災基本計画新旧対照表p25</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 11 節 災害備蓄対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公助による備蓄 略 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録等に努める。</u></p> <p><u>オ 略</u></p> <p style="text-align: center;">第 12 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者の支援体制の整備等 ア～エ 略 オ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備等</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 災害備蓄対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公助による備蓄 略 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）や当該施設ごとの備蓄物資の品目・数量等を登録するものとする。また、これらの情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>オ 県及び市町村は、備蓄物資の状況を年に1回広く住民に公表するものとする。</u></p> <p><u>カ 略</u></p> <p style="text-align: center;">第 12 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者の支援体制の整備等 ア～エ 略 オ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備等</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表p28</p> <p>防災基本計画新旧 対照表p27</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>カ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p><u>キ～ケ</u> 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</p> <p>ア 名簿の作成</p> <p>（中略）なお、市町村は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏</p>	<p><u>県は、次の取組等を通じ、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 実践的な訓練等を通じた災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び災害支援ナースの充実強化</u></p> <p><u>(イ) ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築</u></p> <p><u>このほか、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、災害時に県が関係団体等と連携し、医療提供体制を構築するに当たり、県に対して適宜助言を行う。</u></p> <p>カ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>等</u>の整備</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や被災者の健康管理を支援する保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする</p> <p><u>キ 保健医療福祉活動チームとの訓練等</u></p> <p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p><u>ク～コ</u> 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用</p> <p>ア 名簿の作成</p> <p>（中略）なお、市町村は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏</p>	<p>防災基本計画新旧対照表p19、表記の適正化</p> <p>防災基本計画新旧対照表p19</p> <p>防災基本計画新旧対照表p22</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>名その他の要配慮者に関する情報当該名簿の作成に必要な限度で、当該要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>イ 略</p> <p><u>ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化</u></p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>エ～ク</u> 略</p>	<p>名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、当該要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p><u>イ 計画作成の促進</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点の提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 略 (削除)</p> <p><u>オ～ケ</u> 略</p>	<p>脱字の修正</p> <p>防災基本計画p46</p> <p>防災基本計画新旧対照表p26</p> <p>防災基本計画新旧対照表p50、第3章第10節3(10)にイを追加したことに伴う削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第13節 防災ボランティア活動対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略 (6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り</u>、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 防災ボランティア活動対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 避難生活支援リーダー/サポーター等の育成 <u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域ボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 <u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図るものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティ</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表p10</p> <p>防災基本計画新旧対照表p10</p> <p>防災基本計画新旧対照表p10</p> <p>防災基本計画新旧対照表p11(記載位置の変更)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p><u>国、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>国、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボ</p>	<p><u>ア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>国、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランテ</p>	<p>上記記載位置の変更に伴う削除</p> <p>防災基本計画新旧対照表p11</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ランディア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 災害廃棄物対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 交通施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p>	<p>ィア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 災害廃棄物対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> 略</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 交通施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表p29</p> <p>防災基本計画新旧対照表p29</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成 道路管理者は、<u>発災後</u>の道路の<u>障害物除去</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の<u>設置等</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ<u>道路啓開等の計画を立案</u>するとともに、<u>より実効性の高い計画へと深化を図るものとする</u>。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 港湾・漁港 (1) 略 (2) 実施内容 ア 港湾改修 略 また、台風、高潮災害時における被害を防止するため、<u>防災施設を整備するとともに、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u></p> <p>略 イ～エ 略</p>	<p>イ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成 道路管理者は、<u>自然災害発生後</u>の道路の<u>障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては除雪を含む。)</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の<u>設置</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ<u>道路啓開計画を作成</u>するとともに、<u>定期的な見直しを行うものとする</u>。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 港湾・漁港 (1) 略 (2) 実施内容 ア 港湾改修 略 また、台風、高潮災害時における被害を防止するため、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。併せて、災害時の海上からの円滑な輸送のため、国及び港湾管理者は、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。</u></p> <p>略 イ～エ 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表p23</p> <p>防災基本計画新旧対照表p57</p> <p>防災基本計画新旧対照表p6</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>6 略</p> <p>第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1～3 略</p> <p>4 上下水道施設 (1) 上下水道施設 ア 実施機関 水道事業者 水道用水供給事業者 イ 実施内容 (ア)～(ウ) 略</p> <p>(2) 下水道施設 ア 実施機関 <u>下水道事業者</u> イ 略</p>	<p>6 略</p> <p>第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1～3 略</p> <p>4 上下水道施設 (1) 上水道施設 ア 実施機関 <u>市町村</u> 水道事業者 水道用水供給事業者 イ 実施内容 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 代替水源の確保</u> <u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 下水道施設 ア 実施機関 <u>下水道管理者</u> イ 略 <u>(3) 上下水道一体の対応</u> <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるように、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった</u></p>	<p>下記(エ)の記載を追加するため</p> <p>防災基本計画新旧 対照表p7</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧 対照表p21</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関 <u>東日本電信電話株式会社青森支店</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容 ア～ウ 略 エ 大規模災害時の通信確保対策 (ア) 略 (イ) 常時、<u>そ通状況</u>を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 (ウ)・(エ) 略</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第19節 水害予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)～(7) 略 (8) 浸水想定区域等 ア 略 イ 国(国土交通省)、県(県土整備部)は、水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区</p>	<p style="color: red;"><u>対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>5 電気通信設備</p> <p>(1) 実施機関 <u>NTT東日本株式会社青森支店</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容 ア～ウ 略 エ 大規模災害時の通信確保対策 (ア) 略 (イ) 常時、<u>疎通状況</u>を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 (ウ)・(エ) 略</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第19節 水害予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)～(7) 略 (8) 浸水想定区域等 ア 略 イ 国(国土交通省)、県(県土整備部)は、水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川<u>のほか、洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>において、河川が氾濫した</p>	<p>社名の変更による</p> <p>字句の修正</p> <p>水防法の改正により、洪水による災害</p>

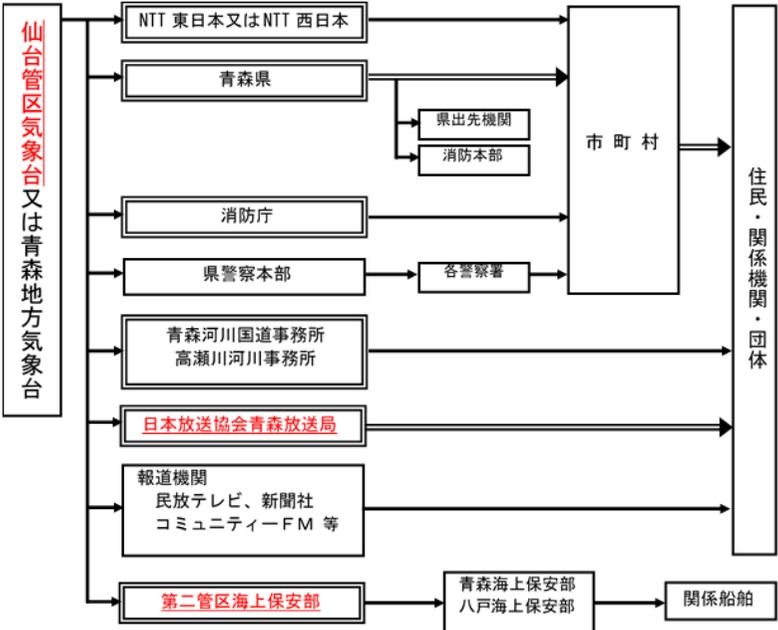
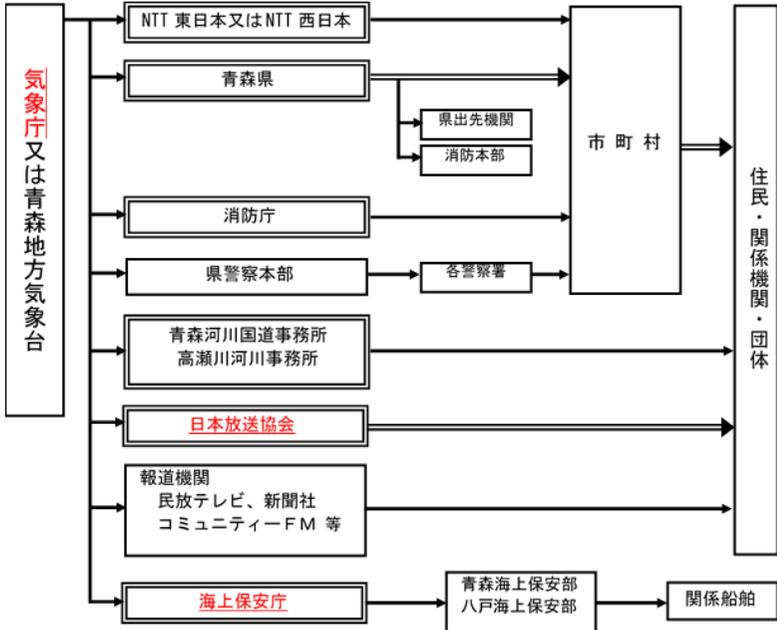
現 行	変 更 案	変更理由
<p>域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 県（県土整備部）は、高潮特別警報水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。<u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した<u>洪水ハザードマップ</u>等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 風害予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 主な実施機関</p> <p>略</p> <p><u>東日本電信電話株式会社青森支店</u></p> <p><u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>略</p>	<p>場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 県（県土整備部）は、高潮特別警報水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した<u>水害ハザードマップ</u>等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 風害予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 主な実施機関</p> <p>略</p> <p><u>NTT東日本株式会社青森支店</u></p> <p><u>NTTドコモビジネス株式会社</u></p> <p>略</p>	<p>の発生を警戒すべき河川（その他河川）は浸水想定区域の指定が義務付けられたため。</p> <p>上記イの修正により削除</p> <p>水害ハザードマップが、想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波を対象として作成するハザードマップを指すため修正。</p> <p>社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>3 実施内容 (1)～(4) 略 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社、<u>東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。</p> <p style="text-align: center;">第 21 節 土砂災害予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準 (中略) 市町村は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(4) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報 国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大</p>	<p>3 実施内容 (1)～(4) 略 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社、<u>NTT東日本株式会社青森支店、NTTドコモビジネス株式会社</u>、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。</p> <p style="text-align: center;">第 21 節 土砂災害予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準 (中略) 市町村は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(4) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報 国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大</p>	<p>社名の変更による</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(9) 土砂災害防止法による施策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 火災予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防火思想の普及</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(ア) 市町村（消防機関）は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導すると</p>	<p>な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民への避難指示等発令の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(9) 土砂災害防止法による施策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の主に要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p style="text-align: center;">第 22 節 火災予防対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防火思想の普及</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(ア) 市町村（消防機関）は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導すると</p>	<p>文章の修正</p> <p>文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。</p> <p>また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。</p> <p>(イ) 県及び市町村（消防機関）は、火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。</p> <p>イ～ウ 略 (3)～(5) 略</p>	<p>ともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。</p> <p>また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及を図る。</p> <p>(イ) 県及び市町村（消防機関）は、火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及を図る</p> <p>イ～ウ 略 (3)～(5) 略</p>	<p>防災基本計画 p 342</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の発表</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>(2) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>ア <u>仙台管区気象台</u>及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、<u>東日本電信電話株式会社</u>、<u>第二管区海上保安本部</u>、青森河川国道事務所、<u>日本放送協会青森放送局</u>、報道機関及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>ただし、<u>東日本電信電話株式会社</u>への伝達は特別警報及び警報に限る。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>東日本電信電話株式会社</u>は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 気象予報・警報等の発表</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>(2) 気象予報・警報等の伝達</p> <p>ア <u>気象庁</u>及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、<u>N T T 東日本株式会社</u>、<u>海上保安庁</u>、青森河川国道事務所、<u>日本放送協会</u>、報道機関及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>ただし、<u>N T T 東日本株式会社</u>への伝達は特別警報及び警報に限る。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>N T T 東日本株式会社</u>は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。</p>	<p>文章の修正</p> <p>R7.5.29 に気象台が伝達系統図を変更及び社名の変更による。</p> <p>社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>エ～ケ 略 気象予報・警報等・情報伝達系統図</p>  <p>(3)～(5) 略 (6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達 ア 水防警報の発表及び水防指令の発表 イ 水防警報の発表（国土交通省） 略</p>	<p>エ～ケ 略 気象予報・警報等・情報伝達系統図</p>  <p>(3)～(5) 略 (6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達 ア 水防警報の発表及び水防指令の発表 イ 水防警報の発表（国土交通省） 略</p>	<p>R7.5.29 に気象台が伝達系統図を変更したことによる</p>

現 行			変 更 案			変更理由
a 水防警報の種類			a 水防警報の種類			水防団待機水位を超えて、すぐに解除する可能性がある場合もあるため。
種 類	内 容	発 表 基 準	種 類	内 容	発 表 基 準	
略			略			E E I の運用が始まることを踏まえた修正
出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき	出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、 <u>なお、増水が予想され、</u> 出動の必要があると認められたとき	
略			略			
b 略 (イ)・(ウ) 略 イ 略 (7)~(10) 略			b 略 (イ)・(ウ) 略 イ 略 (7)~(10) 略			
第 2 節 情報収集及び被害等報告			第 2 節 情報収集及び被害等報告			
1 略			1 略			
2 実施内容			2 実施内容			
(1) 情報収集、伝達			(1) 情報収集、伝達			
略			略			
☒ 略			☒ 略			
ア 災害が発生するおそれがある段階			ア 災害が発生するおそれがある段階			
(ア) 略			(ア) 略			
(イ) 県の措置			(イ) 県の措置			
県（防災危機管理課）は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する。			県（防災危機管理課）は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する <u>とともに収集した災害対応基本共有情報（E E I）を各機関と共有する。</u>			
イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階			イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階			
(イ) 略			(イ) 略			
(イ) 県の措置			(イ) 県の措置			

現 行	変 更 案	変更理由																																				
<p>県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（<u>下記表</u>）<u>するとともに、</u>必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。</p> <p>表1 県各部局の災害情報収集手順</p> <table border="1" data-bbox="172 560 949 954"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>報告（調査）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>電話の不通状況</td> <td> 総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u>（<u>青森支店等</u>） </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>環境エネルギー部</td> <td>廃棄物処理施設の被害 停電状況</td> <td> 環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク（<u>青森支社</u>） </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 (2) 略</p> <p>3 応援協力関係 (1)・(2) 略</p>	部	調査事項	報告（調査）系統	略			総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u> （ <u>青森支店等</u> ）	略			環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク（ <u>青森支社</u> ）	略			<p>県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（<u>下表</u>）<u>し、</u>必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡するとともに収集した<u>災害対応基本共有情報（E E I）を各機関と共有する</u>。県関係部局は、表1 <u>及びE E I</u>により被害状況を把握する。</p> <p>表1 県各部局の災害情報収集手順</p> <table border="1" data-bbox="1019 560 1756 954"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>報告（調査）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>電話の不通状況</td> <td> 総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u>（<u>青森支店等</u>） </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>環境エネルギー部</td> <td>廃棄物処理施設の被害 停電状況</td> <td> 環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク（<u>青森支社</u>） </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 (2) 略</p> <p>3 応援協力関係 (1)・(2) 略 (3) <u>県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u></p>	部	調査事項	報告（調査）系統	略			総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u> （ <u>青森支店等</u> ）	略			環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク（ <u>青森支社</u> ）	略			<p>社名の変更</p> <p>組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 32</p>
部	調査事項	報告（調査）系統																																				
略																																						
総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u> （ <u>青森支店等</u> ）																																				
略																																						
環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク（ <u>青森支社</u> ）																																				
略																																						
部	調査事項	報告（調査）系統																																				
略																																						
総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u> （ <u>青森支店等</u> ）																																				
略																																						
環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク（ <u>青森支社</u> ）																																				
略																																						

現 行	変 更 案	変更理由
<p>4 その他</p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 連絡方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>連絡系統図</p> <p>○ 勤務時間内</p> <p>勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。</p>	<p>4 その他</p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p><u>県は、上記手段等により収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用して、政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む関係機関への迅速な共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u></p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 連絡方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>連絡系統図</p> <p>○ 勤務時間内</p> <p>勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。</p> <p><u>ただし、災害の状況等によっては、知事公室長を經由せず、危機管理局长等から直接、知事、副知事に連絡する場合もある。</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 31</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 32</p> <p>知事公室長を經由しない場合もあることを明記する。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p> 図 略 ○ 勤務時間外 勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。 図 略 (4) 通信連絡 ア 略 イ 電気通信設備（電話・電報）の優先利用 (ア) 災害時優先電話 a 略 b 各機関は、<u>東日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。 (イ) 略 ウ・エ 略 オ その他無線通信設備の利用 (中略) (ア)～(エ) 略 (オ) <u>東日本電信電話株式会社無線</u> (カ)～(ク) 略 カ 略 第4節 災害広報・情報提供 風水害等の災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、<u>県外</u>からの避難者や在日外国人、訪日外 </p>	<p> 図 略 ○ 勤務時間外 勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。 <u>ただし、災害の状況等によっては、知事公室長を経由せず、危機管理局长等から直接、知事、副知事に連絡する場合もある。</u> 図 略 (4) 通信連絡 ア 略 イ 電気通信設備（電話・電報）の優先利用 (ア) 災害時優先電話 a 略 b 各機関は、<u>NTT東日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。 (イ) 略 ウ・エ 略 オ その他無線通信設備の利用 (中略) (ア)～(エ) 略 (オ) <u>NTT東日本株式会社無線</u> (カ)～(ク) 略 カ 略 第4節 災害広報・情報提供 風水害等の災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、<u>県内外</u>からの避難者や在日外国人、訪日 </p>	<p> 知事公室長を経由しない場合もあることを明記する。 社名の変更による 社名の変更による 字句の修正 </p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他 (1)～(3) 略 (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。<u>その際、災害時に</u>行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣の要請手続 ア～ウ 略 派遣要請先及び指定部隊の位置 図中「<u>海上自衛隊大湊地方総監部</u>」</p>	<p>外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他 (1)～(3) 略 (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。<u>平時には、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意する。また、災害時には、</u>行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣の要請手続 ア～ウ 略 派遣要請先及び指定部隊の位置 図中「<u>海上自衛隊大湊地区総監部</u>」</p>	<p>消防庁防災業務計画 p15、p59</p> <p>修正漏れ</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(4)~(7) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>他県等の受援応援が円滑に行われるよう、青森県受援応援計画に基づき、連絡・要請方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 他県等への応援</p> <p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(4)~(7) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>他県等への応援が円滑に行われるよう、青森県応援計画に基づき、県外被災地からの的確なニーズ把握、物資等の円滑な調達・確保、正確な応援状況の追跡・把握等を行えるよう、連絡・調整方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から円滑に応援を実施できる体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>他県等から円滑に応援を受けることができるよう、青森県受援計画に基づき、県内市町村からの的確なニーズ把握、物資等の円滑な調達・確保、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、庁内における活動場所の確保等、受援に必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 他県等への応援</p> <p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 資機材等の整備</p> <p><u>県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるように、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>文章の修正(内容を応援に特化)</p> <p>文章の修正(内容を受援に特化)</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p 18</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</p> <p>県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 県防災ヘリコプターの運航</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災ヘリコプターの出動</p> <p>知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動するものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市の市町村等の長に通報するものとする。</p>	<p>(4) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の応援派遣</p> <p>県は、<u>国又は</u>都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p>(5) 災害支援ナースの派遣</p> <p>県は、<u>国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>(6) 災害福祉支援チーム(DWAT)の派遣</p> <p>県は、<u>国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズの対応のため、災害福祉支援チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 県防災ヘリコプターの運航</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災ヘリコプターの出動</p> <p>知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動させるものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市の市町村等の長に通報するものとする。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 47</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 47</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>また、市町村等の長は防災ヘリコプターの緊急運航の活動を支援するものとする。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>イ 避難指示等 (中略)</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、<u>洪水予報河川等</u>及び<u>水位周知下水道</u>については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。(後略)</p> <p>表 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ア 略</p>	<p>また、市町村等の長は防災ヘリコプターの緊急運航の活動を支援するものとする。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 避難指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市町村長</p> <p>イ 避難指示等 (中略)</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、<u>洪水予報河川</u>及び<u>水位周知河川</u>については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。(後略)</p> <p>表 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ア 略</p>	<p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当てることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、<u>職場の自主防災組織等のリーダー</u>がこの任務に当たる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 市町村長は、次により<u>指定避難所</u>の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>指定避難所</u>では、避難所開設当初からパーティション及び<u>段ボールベッドや簡易ベッド</u>を設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</p> <p>略</p> <p>(ウ) 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による</p>	<p>イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当てることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域の<u>自主防災組織構成員、事業所の自衛消防組織構成員等</u>がこの任務に当たる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 指定避難所の開設</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 市町村長は、次により<u>指定避難所等</u>の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難所</u>では、避難所開設当初からパーティションを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、<u>段ボールベッドや簡易ベッド</u>、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</p> <p>略</p> <p>(ウ) 女性や<u>子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u>。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女</p>	<p>文章の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>以下(ア)～(ウ)の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43 及び文章の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により 指定避難所 に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>略</p> <p>(カ) 指定避難所 の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) 指定避難所 の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>(ケ) 略</p> <p>(コ) 指定避難所 における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行</p>	<p>性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置 など、女性や子育て家庭、こども・若者 のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により 避難所 に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>略</p> <p>(カ) 避難所 の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) 避難所 の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>(ケ) 略</p> <p>(コ) 避難所 における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うと</p>	<p></p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。</p> <p>略</p> <p>コ 略</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（消防庁）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) （中略）</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(11)～(13) 略</p>	<p>ともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。</p> <p>略</p> <p>コ 略</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（内閣府）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) （中略）</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組を活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p><u>(11) 被災市町村は広域一時滞りの受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>(12)～(14) 略</p>	<p>所管省庁の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 45</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 13 節 給水</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 飲料水の確保及び給水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 方法</p> <p>水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。<u>また、給水可能数量の把握に努める。</u></p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>始め</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 給水</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 飲料水の確保及び給水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 方法</p> <p><u>水道事業者は、水道施設の被害の状況、断水等の状況、給水可能数量を把握した上で速やかに応急給水計画を策定し、当該計画に基づき</u>次の方法で給水する。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 応急住宅供給</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性<u>や子ども・若者</u>の参画を推進し、女性を<u>はじめ</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p36</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 44 字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 16 節 障害物除去</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。 ア 道路及び河川における障害物の除去 (ア) 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。 (イ)～(カ) 略 イ 略 (3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達</p>	<p style="text-align: center;">第 16 節 障害物除去</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。 ア 道路及び河川における障害物の除去 (ア) 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む、また、雪害においては除雪も含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。 (イ)～(カ) 略 イ 略 (3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p 23</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>して給（貸）与する。</p> <p>(1) 確保 ア～エ 略</p> <p>オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第18節 医療、助産及び保健</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 略</p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チーム <u>(例)</u> 表 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救護班の編成 <u>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会、日本赤十字社等をはじめ関係機関の協力により編成し実施する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 医療、助産及び保健の実施</p>	<p>して給（貸）与する。</p> <p>(1) 確保 ア～エ 略</p> <p>オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第18節 医療、助産及び保健</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 略</p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの <u>例</u> 表 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救護班の編成 <u>救護班は、医師会、日本赤十字社等をはじめとする関係機関の協力を得て、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等により編成する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 医療、助産及び保健の実施</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 31</p> <p>表記の適正化</p> <p>標題に合わせた文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>医療、助産及び保健の実施は、次により行う。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 実施方法 略</p> <p>(ア) 医療 救護班により医療に当たるものとするが、<u>トリアージタグ</u>を有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。(後略)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。</p> <p>(9) 各種災害派遣チームの派遣等 ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 県は、<u>避難所</u>の高齢者、障がい者等の<u>二次被害の発生を防止</u>するため、<u>災害福祉支援チーム（DWAT）</u>や災害支援ナースを避難所に派遣する。</p>	<p>医療、助産及び保健の実施は、<u>救護班が</u>次により行う。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 実施方法 略</p> <p>(ア) 医療 救護班により医療に当たるものとするが、<u>トリアージタグ</u>を有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。(後略)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。 <u>また、県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>(9) 各種災害派遣チームの派遣等 ア～ウ 略</p> <p>エ <u>県は、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等の調整を行うため、災害薬事コーディネーターを保健医療福祉（現地）調整本部に置く。</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 県は、<u>避難所等</u>の高齢者、障がい者等の<u>生活機能の低下の防止等</u>のため、<u>必要に応じて</u>、災害支援ナースを避難所に派遣する。</p>	<p>上記(3)の修正合わせた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 40</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 37～ p 38</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 47～ p 48</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>3 応援協力関係 (1)～(7) 略 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。 (9)・(10) 略 (11) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 輸送対策</p> <p>1 実施責任者 県（交通・地域社会部、健康医療福祉部、危機管理局） 略 4</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 輸送の方法 （中略）</p>	<p><u>キ 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u></p> <p>3 応援協力関係 (1)～(7) 略 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制（<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。</u>）の整備に努めるものとする。 (9)・(10) 略 <u>(11) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u> (12) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 輸送対策</p> <p>1 実施責任者 県（交通・地域社会部、<u>経済産業部</u>、健康医療福祉部、危機管理局） 略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 輸送の方法 （中略）</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 22</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p38</p> <p>青森県トラック協会の所管部局の変更</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>略 ア～オ 略 (4)・(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 文教対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 災害に関する予警報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示</p> <p>(中略)。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。</p> <p>3 応援協力関係</p>	<p>なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-P L o)を用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>略 ア～オ 略 (4)・(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 文教対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 災害に関する予警報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示</p> <p>(中略)。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。</p> <p>3 応援協力関係</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p31</p> <p>県の文書の取扱いの変更による。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(1) 教育施設及び教職員の確保 ア～エ 略</p> <p>オ 略 (2) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>略</p> <p>1 交通対策 (1) 略 (2) 実施内容 ア・イ 略 ウ 交通規制 (ア) 道路管理者の交通規制 (中略) なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>迂回経路等</u>を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 (イ)～(オ) 略</p>	<p>(1) 教育施設及び教職員の確保 ア～エ 略 <u>オ 県及び被災地外の市町村は、被災地の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E S T)を活用し、国(文部科学省)の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u> カ 略 (2) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>略</p> <p>1 交通対策 (1) 略 (2) 実施内容 ア・イ 略 ウ 交通規制 (ア) 道路管理者の交通規制 (中略) なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>う回経路等</u>を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 (イ)～(オ) 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 48</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 略</p> <p>2 海上交通</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 港湾施設の保全</p> <p>(ア) 港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。</p> <p>また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ガス施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>2 海上交通</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 港湾施設の保全</p> <p>(ア) 港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う</u>。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路啓開を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。</p> <p>また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ガス施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p 42</p> <p>記載漏れ</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ウ 応急復旧 (7) 被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するに当たっては、<u>全戸</u>の個別確認の上慎重を期する。</p> <p>(イ) 略 エ・オ 略</p> <p>3 上下水道施設 上下水道施設の応急復旧に当たっては、公衆衛生の観点から、早期復旧に配慮するものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 下水道施設 ア 実施責任者 <u>下水道事業者</u></p> <p>イ 実施内容 (7) 応急復旧 a 管渠施設 <u>下水道事業者</u>は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。</p> <p>b 処理施設 <u>下水道事業者</u>は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。</p> <p>(3) 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>ウ 応急復旧 (7) 被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するに当たっては、<u>全戸に</u>個別確認の上慎重を期する。</p> <p>(イ) 略 エ・オ 略</p> <p>3 上下水道施設 上下水道施設の応急復旧に当たっては、公衆衛生の観点から、早期復旧に配慮するものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 下水道施設 ア 実施責任者 <u>下水道管理者</u></p> <p>イ 実施内容 (7) 応急復旧 a 管渠施設 <u>下水道管理者</u>は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。</p> <p>b 処理施設 <u>下水道管理者</u>は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。</p> <p>(3) 応援協力関係 <u>水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 36</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者 <u>東日本電信電話株式会社青森支店</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 体制の確立 災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、<u>東日本電信電話株式会社青森支店</u>において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ <u>通信そ通</u>に対する応急措置 災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等<u>そ通確保</u>の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。</p> <p>ク～シ 略</p> <p>ス 広報 災害が発生した場合、通信の<u>そ通状況</u>、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するなど、通信の<u>そ通</u>ができないことによる社会不安解消に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p><u>イ</u> 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者 <u>NTT東日本株式会社青森支店</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 体制の確立 災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、<u>NTT東日本株式会社青森支店</u>において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ <u>通信疎通</u>に対する応急措置 災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等<u>疎通確保</u>の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。</p> <p>ク～シ 略</p> <p>ス 広報 災害が発生した場合、通信の<u>疎通状況</u>、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するなど、通信の<u>疎通</u>ができないことによる社会不安解消に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>社名の変更による</p> <p>社名の変更による</p> <p>字句の修正</p>

風水害等災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行	変 更 案	変更理由
5 略	5 略	

現 行	変 更 案	変更理由																																																																								
<p style="text-align: center;">第1節 雪害対策</p> <p>1 県豪雪対策本部・県豪雪警戒本部の設置等 略</p> <p>2 予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施機関 実施機関は予防対策毎に下表に示すとおりとする。</p> <p>(1) 道路交通対策、公共交通対策、生活関連施設等の整備、 農林水産業の生産条件の確保、文教対策</p> <table border="1" data-bbox="181 639 974 850"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>道路交通</th> <th>公共交通</th> <th>生活関連</th> <th>農林水産</th> <th>文教対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 搜索、救助・救急及び医療体制の整備 ア～ウ 略 エ 道路管理者及び東北地方整備局、<u>東北地方運輸局等</u>を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築</p>	実 施 機 関	道路交通	公共交通	生活関連	農林水産	文教対策	略						青森県	県土整備部	県土整備部	県土整備部	県土整備部	県土整備部	略						東日本電信電話株式会社等	—	—	○	—	—	略						<p style="text-align: center;">第1節 雪害対策</p> <p>第1款 県豪雪対策本部・県豪雪警戒本部の設置等 略</p> <p>第2款 予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施機関 実施機関は予防対策毎に下表に示すとおりとする。</p> <p>(1) 道路交通対策、公共交通対策、生活関連施設等の整備、 農林水産業の生産条件の確保、文教対策</p> <table border="1" data-bbox="1014 639 1816 919"> <thead> <tr> <th>実 施 機 関</th> <th>道路交通</th> <th>公共交通</th> <th>生活関連</th> <th>農林水産</th> <th>文教対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森地方気象台</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>県土整備部</td> <td>交通・地域社会部 観光交流推進部 県土整備部</td> <td>環境エネルギー部 県土整備部 危機管理局</td> <td>農林水産部</td> <td>こども家庭部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>N T T 東日本株式会社等</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 搜索、救助・救急及び医療体制の整備 ア～ウ 略 エ 道路管理者及び東北地方整備局、<u>東北運輸局等</u>を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞</p>	実 施 機 関	道路交通	公共交通	生活関連	農林水産	文教対策	青森地方気象台	○	○	○	○	○	青森県	県土整備部	交通・地域社会部 観光交流推進部 県土整備部	環境エネルギー部 県土整備部 危機管理局	農林水産部	こども家庭部	略						<u>N T T 東日本株式会社等</u>	—	—	○	—	—	略						<p>項目の名称の適正化</p> <p>所管部局の修正</p> <p>社名の変更による</p> <p>省庁名の修正</p>
実 施 機 関	道路交通	公共交通	生活関連	農林水産	文教対策																																																																					
略																																																																										
青森県	県土整備部	県土整備部	県土整備部	県土整備部	県土整備部																																																																					
略																																																																										
東日本電信電話株式会社等	—	—	○	—	—																																																																					
略																																																																										
実 施 機 関	道路交通	公共交通	生活関連	農林水産	文教対策																																																																					
青森地方気象台	○	○	○	○	○																																																																					
青森県	県土整備部	交通・地域社会部 観光交流推進部 県土整備部	環境エネルギー部 県土整備部 危機管理局	農林水産部	こども家庭部																																																																					
略																																																																										
<u>N T T 東日本株式会社等</u>	—	—	○	—	—																																																																					
略																																																																										

現 行	変 更 案	変更理由
<p>し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 防雪対策</p> <p>ア なだれ災害予防対策</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) なだれ危険箇所の警戒</p> <p>a・b 略</p> <p>c 事故防止体制</p> <p>なだれの発生による事故を防止するため、危険道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び<u>迂回路</u>の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。</p> <p>d 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 融雪災害予防対策</p> <p>(ア) 融雪出水対策</p> <p>融雪出水対策は、第3章第18節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(イ) 融雪期の地すべり対策</p> <p>融雪期の地すべり対策は、第3章第20節「土砂災害予防対策」により実施する。</p> <p>3 応急対策</p> <p>略</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p>	<p>留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 防雪対策</p> <p>ア なだれ災害予防対策</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) なだれ危険箇所の警戒</p> <p>a・b 略</p> <p>c 事故防止体制</p> <p>なだれの発生による事故を防止するため、危険道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び<u>う回路</u>の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。</p> <p>d 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 融雪災害予防対策</p> <p>(ア) 融雪出水対策</p> <p>融雪出水対策は、第3章第19節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(イ) 融雪期の地すべり対策</p> <p>融雪期の地すべり対策は、第3章第21節「土砂災害予防対策」により実施する。</p> <p>第3款 応急対策</p> <p>略</p> <p>1 道路交通の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p>	<p>字句の修正</p> <p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由																											
<p>ア 情報の収集、伝達 (ア)～(ウ) 略 (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。 図中「<u>日本電信電話(株)青森支店</u>」</p> <p>イ 道路交通の確保 (ア) 県 a 略 b 除(排)雪の体制</p> <table border="1" data-bbox="188 566 963 917"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区警戒体制</td> <td>局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び1/3以上の積雪深に達した場合、当該地区の警戒体制をとる。</td> <td>警戒体制時においては、その後に予て想定される緊急時への移行準備と併せて、情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターを確保するとともに、除雪体制を強化する。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達し、かつ、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、警戒体制をとる。</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪量が、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、緊急体制をとる。</td> <td>緊急体制時においては、緊急時確保のために、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターを確保する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 略 (ウ) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・<u>十和田</u>管理事務所)の除雪計画に基づき、関係機関と密接に</p>	区 分	基 準	措 置	地区警戒体制	局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び1/3以上の積雪深に達した場合、当該地区の警戒体制をとる。	警戒体制時においては、その後に予て想定される緊急時への移行準備と併せて、情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターを確保するとともに、除雪体制を強化する。	警戒体制	県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達し、かつ、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、警戒体制をとる。	同 上	緊急体制	県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪量が、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、緊急体制をとる。	緊急体制時においては、緊急時確保のために、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターを確保する。	<p>ア 情報の収集、伝達 (ア)～(ウ) 略 (エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。 図中「<u>NTT東日本(株)青森支店</u>」</p> <p>イ 道路交通の確保 (ア) 県 a 略 b 除(排)雪の体制</p> <table border="1" data-bbox="1025 566 1800 1133"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基 準</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地区注意体制</u></td> <td>局地的な集中豪雪のため、県土整備事務所管内自治体において、豪雪対策本部が設置された場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、設置自治体との情報共有や連携に向けた体制をとる。</td> <td>地区注意体制時においては、その後に予想される地区警戒体制への移行準備として、<u>降雪・積雪状況や除排雪状況などについて、本部設置自治体との情報連絡(提供・収集)、情報共有を強化する。</u></td> </tr> <tr> <td>地区警戒体制</td> <td>局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び県土整備事務所等観測点のうち1/3以上が概ね警戒積雪深に達し、1/2以上がこれに達する場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、地区警戒体制をとる。</td> <td>警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターの借り上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制を強化する。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、東北地方整備局と協議し、警戒体制をとる。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪状況、降雪量その他を勘案して東北地方整備局と協議し、緊急体制をとる。</td> <td>緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターその他必要な機材を確保する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 略 (ウ) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸管理事務所)の除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し、</p>	区分	基 準	措 置	<u>地区注意体制</u>	局地的な集中豪雪のため、県土整備事務所管内自治体において、豪雪対策本部が設置された場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、設置自治体との情報共有や連携に向けた体制をとる。	地区注意体制時においては、その後に予想される地区警戒体制への移行準備として、 <u>降雪・積雪状況や除排雪状況などについて、本部設置自治体との情報連絡(提供・収集)、情報共有を強化する。</u>	地区警戒体制	局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び県土整備事務所等観測点のうち1/3以上が概ね警戒積雪深に達し、1/2以上がこれに達する場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、地区警戒体制をとる。	警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターの借り上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制を強化する。	警戒体制	県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、東北地方整備局と協議し、警戒体制をとる。	同上	緊急体制	県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪状況、降雪量その他を勘案して東北地方整備局と協議し、緊急体制をとる。	緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターその他必要な機材を確保する。	<p>社名の変更による</p> <p>地区注意体制の追加</p> <p>修正漏れ</p>
区 分	基 準	措 置																											
地区警戒体制	局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び1/3以上の積雪深に達した場合、当該地区の警戒体制をとる。	警戒体制時においては、その後に予て想定される緊急時への移行準備と併せて、情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターを確保するとともに、除雪体制を強化する。																											
警戒体制	県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達し、かつ、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、警戒体制をとる。	同 上																											
緊急体制	県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪量が、東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸)と協議し、緊急体制をとる。	緊急体制時においては、緊急時確保のために、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターを確保する。																											
区分	基 準	措 置																											
<u>地区注意体制</u>	局地的な集中豪雪のため、県土整備事務所管内自治体において、豪雪対策本部が設置された場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、設置自治体との情報共有や連携に向けた体制をとる。	地区注意体制時においては、その後に予想される地区警戒体制への移行準備として、 <u>降雪・積雪状況や除排雪状況などについて、本部設置自治体との情報連絡(提供・収集)、情報共有を強化する。</u>																											
地区警戒体制	局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び県土整備事務所等観測点のうち1/3以上が概ね警戒積雪深に達し、1/2以上がこれに達する場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、地区警戒体制をとる。	警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーターの借り上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制を強化する。																											
警戒体制	県内の指定観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、東北地方整備局と協議し、警戒体制をとる。	同上																											
緊急体制	県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における降雪状況、降雪量その他を勘案して東北地方整備局と協議し、緊急体制をとる。	緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターその他必要な機材を確保する。																											

現 行	変 更 案	変更理由
<p>連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除（排）雪を実施する。</p> <p>(エ)・(オ) 略</p> <p>ウ 交通安全対策及び交通の円滑化対策</p> <p>(ア) 県警察</p> <p>a 略</p> <p>b 緊急交通規制の実施</p> <p>(中略)。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>迂回経路等</u>を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 除（排）雪作業に伴う交通規制</p> <p>市町村、町内会及び道路管理者は、<u>地域ぐるみ除（排）雪活動等</u>の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。</p> <p>c～e 略</p> <p>(イ) 道路管理者</p> <p>a 略</p> <p>b 緊急交通規制の実施</p> <p>(中略)。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>迂回経路等</u>を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>c 略</p>	<p>交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除（排）雪を実施する。</p> <p>(エ)・(オ) 略</p> <p>ウ 交通安全対策及び交通の円滑化対策</p> <p>(ア) 県警察</p> <p>a 略</p> <p>b 緊急交通規制の実施</p> <p>(中略)。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>う回経路等</u>を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 除（排）雪作業に伴う交通規制</p> <p>市町村、町内会及び道路管理者は、<u>地域の除（排）雪活動等</u>の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。</p> <p>c～e 略</p> <p>(イ) 道路管理者</p> <p>a 略</p> <p>b 緊急交通規制の実施</p> <p>(中略)。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、<u>う回経路等</u>を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>c 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 応援協力関係 ア・イ 略 ウ 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請により実施する。」 エ 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害対策</p> <p>I 海難対策 1 予防対策 1・2 略 3 実施内容 (1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保 ア～オ 略 カ 東北運輸支局（青森運輸支局）は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援する。 キ 東北運輸支局（青森運輸支局）は、船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。（後略）</p> <p>2 応急対策 1 略 2 実施内容 (1)～(5) 略 (6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>(3) 応援協力関係 ア・イ 略 ウ 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「<u>自衛隊災害派遣要請</u>」により実施する。 エ 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 海上災害対策</p> <p>第1款 海難対策 第1目 予防対策 1・2 略 3 実施内容 (1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保 ア～オ 略 カ 東北運輸局（青森運輸支局）は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援する。 キ 東北運輸局（青森運輸支局）は、船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。（後略）</p> <p>第2目 応急対策 1 略 2 実施内容 (1)～(5) 略 (6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>脱字の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p> <p>省庁名の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>II 海上排出油等及び海上火災対策</p> <p>1 予防対策 略</p> <p>2 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第3節 航空災害対策</p> <p>1 予防対策 略</p> <p>2 応急対策</p> <p>1 略</p>	<p>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2款 海上排出油等及び海上火災対策</p> <p>第1目 予防対策 略</p> <p>第2目 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第3節 航空災害対策</p> <p>第1款 予防対策 略</p> <p>第2款 応急対策</p> <p>1 略</p>	<p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p> <p>項目の名称の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>2 実施内容 (1)~(6) 略</p> <p>(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 鉄道災害対策</p> <p>1 予防対策 略</p> <p>2 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1)~(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 道路災害対策</p> <p>1 予防対策</p>	<p>2 実施内容 (1)~(6) 略</p> <p>(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 鉄道災害対策</p> <p>第1款 予防対策 略</p> <p>第2款 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1)~(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」によるほか次により実施する。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 道路災害対策</p> <p>第1款 予防対策</p>	<p>節名の修正</p> <p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>略</p> <p>2 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、 第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」に よるほか次により実施する。 (後略)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 危険物等災害対策</p> <p>1 予防対策 略</p> <p>2 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、 第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」に よるほか次により実施する。 (後略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出に対する応急対策</p>	<p>略</p> <p>第2款 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、 第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」に よるほか次により実施する。 (後略)</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 危険物等災害対策</p> <p>第1款 予防対策 略</p> <p>第2款 応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、 第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」に よるほか次により実施する。 (後略)</p> <p>(6) 危険物等の大量流出に対する応急対策</p>	<p>項目の名称の適正化</p> <p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p> <p>節名の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）は、危険物等が海上に流出した場合は第3節「海上災害対策」により対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 大規模な火事災害対策</p> <p>1 予防対策 略</p> <p>2 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 大規模な林野火災対策</p> <p>1 予防対策 1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 林野火災に強い地域づくり ア 略 イ 関係機関は、施設、設備の整備にあたり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。</p>	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）は、危険物等が海上に流出した場合は第2節「海上災害対策」により対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 大規模な火事災害対策</p> <p>第1款 予防対策 略</p> <p>第2款 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 大規模な林野火災対策</p> <p>第1款 予防対策 1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 林野火災に強い地域づくり ア 略 イ 関係機関は、施設、設備の整備にあたり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。</p>	<p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p> <p>節名の修正</p> <p>項目の名称の適正化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ア) 予防施設の整備</p> <p>各関係機関は、林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設を整備する。</p> <p>また、他の林野所有者等が行う予防措置に積極的に協力する。</p> <p>なお、予防施設の整備は、主として次により行う。</p> <p>a 略</p> <p>b 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。</p> <p>c <u>防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害応急体制の整備</p> <p>ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。</p>	<p>(ア) 予防施設の整備</p> <p>各関係機関は、林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設を整備する。</p> <p>また、他の林野所有者等が行う予防措置に積極的に協力する。</p> <p>なお、予防施設の整備は、主として次により行う。</p> <p>a 略</p> <p>b <u>水利が限られる山間地での消火活動実施のため</u>、自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。<u>また、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u></p> <p>c <u>防火線、防災林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。</u></p> <p>d <u>山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害応急体制の整備</p> <p>ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。<u>この際、林野火災が、気象条件や地形、飛び火の発生等により延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動において、全体像の把握や狭隘・急峻な</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p96</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p93</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p95</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p94～p95</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 略</p> <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p><u>ア</u> 略</p> <p><u>イ</u> 関係機関は、災害時の救助・救急に備え、資機材等の整備促進に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備促進する。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 消火資機材の整備 消防機関はもとより、市町村等においても、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備促進する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 防災訓練の実施 防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」<u>により</u>実施する。</p> <p>(8) 出火防止対策の充実 <u>ア</u> 予防広報宣伝の充実</p>	<p><u>林野内への進入・放水活動が困難な場合があること及び活動が長期化し多くの人員を必要とする場合があることを踏まえ、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施を想定するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p><u>ア</u> 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防<u>御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</u></p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 関係機関は、災害時の救助・救急に備え、資機材等の整備促進に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備促進する。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 消火資機材の整備 消防機関はもとより、市町村等においても、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備促進する。<u>また、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 防災訓練の実施 防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」<u>によるほか、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防<u>御図等を活用して実施する。</u></u></p> <p>(8) 出火防止対策の充実 <u>ア</u> 予防広報宣伝の充実</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p95</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p95</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p96</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの<u>失火によるもの</u>が大部分を占めていることから、関係機関は火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝 特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p> <p>(ク) <u>火入れに関する条例の遵守</u> <u>農林業従事者に対し、市町村火入れに関する条例を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ火等についての注意を促す。</u>なお、林業機械による林野火災の発生も懸念されることから、その使用についても十分指導する。</p> <p>イ 巡視、監視の徹底</p> <p>東北森林管理局及び県は、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には、巡視員等を配置し、また、ヘリコプターによる監視など警戒体制を強化し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者に対し、火気の取扱について指導する。</p>	<p>林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの<u>人為的なもの</u>が大部分を占めていることから、関係機関は火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝 特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。</p> <p>(エ)～(キ) 略</p> <p>(ク) <u>火入れ許可申請の遵守等</u> <u>市町村や消防機関は、火入れを行おうとする者に対し、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火を行う者が火災防止上必要な措置の徹底を図るよう、指導等を行う。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u>なお、林業機械による林野火災の発生も懸念されることから、その使用についても十分指導する。</p> <p>イ 巡視、監視の徹底 <u>県、市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じた確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>東北森林管理局及び県は、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には、巡視員等を配置し、また、ヘリコプターによる監視など警戒体制を強化し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか<u>林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の</u>入山者に対し、火気の取扱について指導する。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p93</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p94</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p94</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p93</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における監視指導を徹底する。</p> <p>2 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1) 情報の収集・伝達 大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>図 略</p> <p>(2) 活動体制の確立 ア 防御隊の招集、編成、出動等 林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動は、市町村消防計画の定めるところによる。 また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材を補給する。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略 (5) 消火活動</p>	<p>また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における監視指導を徹底する。</p> <p>第2款 応急対策 1 略</p> <p>2 実施内容 (1) 情報の収集・伝達 大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。<u>また、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>図 略</p> <p>(2) 活動体制の確立 ア 防御隊の招集、編成、出動等 林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動は、市町村消防計画の定めるところによる。 <u>被災市町村及び県は、林野火災対応の指揮体制の早期に確立し、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u> また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材を補給する。</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略 (5) 消火活動</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p96</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p96</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。</p> <p><u>ア・イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 残火処理 <u>火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。</u></p> <p><u>エ</u> 空中消火用資機材の活用 <u>青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に</u>備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。 (後略)</p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章<u>第28節</u>「交通対策」により実施する。</p> <p>(7) 避難対策 林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。 ア・イ 略 ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該住民に避難の指示をする。</p>	<p>消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。</p> <p><u>ア 消火活動の方針</u> <u>火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p><u>イ・ウ</u> 略</p> <p><u>エ 活動終期及び残火処理</u> <u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p><u>オ</u> 空中消火用資機材の活用 陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。 (後略)</p> <p><u>カ 活動の安全管理</u> <u>消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を徹底するものとする。</u></p> <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章<u>第29節</u>「交通対策」により実施する。</p> <p>(7) 避難対策 林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。 ア・イ 略 ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該住民に避難の指示をする。<u>また、避難行動要支援者の避難支援</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p97</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p98</p> <p>同センターに保管している資機材はない 防災基本計画新旧対照表 p98</p> <p>節名の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p99</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>避難の方法等は、第4章第8節「避難」による。</p> <p>(8)~(11) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 市町村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。</p> <p>(2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。</p> <p>(3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。</p>	<p><u>が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>避難の方法等は、第4章第8節「避難」による。</p> <p>(8)~(11) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 市町村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。<u>当該要請に先立って、消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有する。</u></p> <p>(2) <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p>(3) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。</p> <p>(5) <u>県及び市町村は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動のため自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両及び人員・資機材の搬送のため山間地の悪路、隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。また、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p97</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p97</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p98</p>

風水害等災害対策編 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>(4)</u> 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。</p>	<p><u>(7)</u> 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 公共施設災害復旧</p> <p>1 災害復旧体制の確立</p> <p>(1) (中略)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ TEC-FORCEが出勤した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、(公社) 全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請<u>および</u>受入体制</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 大規模災害における対応</p> <p>(1) 国は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害においては、激甚災害指定の早期化や災害復旧等の技術支援として、TEC-FORCE (<u>緊急災害対策派遣隊</u>) や水土里災害派遣隊等を派遣し、積極的に被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめ、災害終息後、最短で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表するとともに、激甚災害に指定又は指定の事前公表がされた災害について、机上査定限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の簡素化等の手続きの効率化を実施する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</p> <p>略</p> <p>(1) 公共施設災害復旧計画作成</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて、<u>計画</u>する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 公共施設災害復旧</p> <p>1 災害復旧体制の確立</p> <p>(1) (中略)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ TEC-FORCEが出勤した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、(公社) 全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請<u>及び</u>受入体制</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 大規模災害における対応</p> <p>(1) 国は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害においては、激甚災害指定の早期化や災害復旧等の技術支援として、TEC-FORCEや水土里災害派遣隊 (<u>農業農村災害緊急派遣隊</u>) 等を派遣し、積極的に被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめ、災害終息後、最短で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表するとともに、激甚災害に指定又は指定の事前公表がされた災害について、机上査定限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の簡素化等の手続きの効率化を実施する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</p> <p>略</p> <p>(1) 公共施設災害復旧計画作成</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて<u>計画</u>する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>TEC-FORCE は、上記 1 で正式名称を記載していないため括弧書きを削除、水土里災害派遣隊は正式名称を記載</p> <p>読点の削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(2) 略</p> <p>4 災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局） 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を<u>構じる</u>など、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を図る。</p> <p>5 計画的な復興 大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 1～8 略</p> <p>9 農業災害補償（県農林水産部） 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。</p> <p>10 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>4 災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局） 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を<u>講じる</u>など、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を図る。</p> <p>5 計画的な復興 大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。 <u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 1～8 略</p> <p>9 農業災害補償（県農林水産部） 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。</p> <p>10 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 30</p> <p>修正漏れ</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>11 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、市町村）</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>11 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、市町村）</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 30</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 30</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村）</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>13・14 略</p>	<p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村）</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>13・14 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p50 により削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
目 次	目 次	
<p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p> <p>第8節 防災訓練</p>	<p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の主な活断層</p> <p>第8節 青森県の地震・津波</p> <p>第9節 地震・津波による被害想定</p> <p>第10節 災害の想定</p> <p>第 2 章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第 3 章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第7節 企業防災の促進</p> <p>第8節 防災訓練</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 災害廃棄物対策 第20節 積雪期の地震災害対策 第21節 文教対策 第22節 警備対策 第23節 交通施設対策 第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第25節 危険物施設等対策 第26節 複合災害対策 第27節 孤立対策</p>	<p>第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 災害廃棄物対策 第20節 積雪期の地震災害対策 第21節 文教対策 第22節 警備対策 第23節 交通施設対策 第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第25節 危険物施設等対策 第26節 複合災害対策 第27節 孤立対策</p>	
<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策 第32節 危険物施設等災害応急対策 第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	<p>第10節 水防 第11節 救出 第12節 食料供給 第13節 給水 第14節 応急住宅供給 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬 第16節 障害物除去 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第18節 医療、助産及び保健 第19節 被災動物対策 第20節 輸送対策 第21節 労務供給 第22節 防災ボランティア受入・支援対策 第23節 防疫 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 第26節 金融機関対策 第27節 文教対策 第28節 警備対策 第29節 交通対策 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第31節 石油燃料供給対策 第32節 危険物施設等災害応急対策 第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>	
<p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	<p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 略</p> <p>(2)~(17) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 略 (2) <u>東日本電信電話株式会社</u>（青森支店）、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア～オ 略</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>1～5 略</p>	<p style="text-align: center;">第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 略 (2) <u>東北管区行政評価局（青森行政監視行政相談センター）</u> ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること ウ 特別行政相談所の開設に関すること (3)~(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 略 (2) <u>NTT東日本株式会社</u>（青森支店）、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア～オ 略</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 県の概況</p> <p>1～5 略</p>	<p>管区行政評価局が指定地方行政機関に追加されたことに伴う修正</p> <p>社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>6 港湾及び漁港 (中略) また、本県が管理する漁港は 42 港 であり、このうち佐井、白糠、小泊の 3 港は避難港となっている。</p> <p>7 道路 本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道 4 号、7 号、45 号、101 号 (一部)、104 号 (一部) と、県管理の国道 101 号 (一部)、102 号、103 号、104 号 (一部)、279 号、280 号、282 号、338 号、339 号、340 号、394 号、454 号の合計 15 路線からなる一般国道、主要地方道 47 路線及び一般県道 185 路線 がネットワークを形成している。 なお、県内の国・県道の実延長は 令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日現在 3,967.7km で、うち改良済延長 3,034.5km (改良率：76.4%)、舗装済延長 2,840.7km (舗装率：71.6%) となっている。</p>	<p>6 港湾及び漁港 (中略) また、本県が管理する漁港は 41 港 であり、このうち佐井、白糠、小泊の 3 港は避難港となっている。</p> <p>7 道路 本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道 4 号、7 号、45 号、101 号 (一部)、104 号 (一部) と、県管理の国道 101 号 (一部)、102 号、103 号、104 号 (一部)、279 号、280 号、282 号、338 号、339 号、340 号、394 号、454 号の合計 15 路線からなる一般国道、主要地方道 47 路線及び一般県道 186 路線 がネットワークを形成している。 なお、県内の国・県道の実延長は 令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在 3,968.8km で、うち改良済延長 3,298.4km (改良率：83.1%)、舗装済延長 3,748.7km (舗装率：94.5%) となっている。</p>	<p>久栗坂漁港が令和 7 年 4 月 1 日付けで青森市へ移管されたため。 最新 (令和 5 年 3 月 31 日時点) に更新</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第1節 県防災会議</p> <p>略</p> <p>1 県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等（委員）をもって組織する</p> <p>【県防災会議組織図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関（17機関） <ul style="list-style-type: none"> 東北管区警察局 東北総合通信局 東北財務局（青森財務事務所） 東北厚生局 青森労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部東北支部 東北地方整備局 東北運輸局 東京航空局（三沢空港事務所） 東北地方測量部 仙台管区气象台（青森地方气象台） 第二管区海上保安本部（青森海上保安部） 東北地方環境事務所 東北防衛局 ○ 指定公共機関（10機関） <ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社（盛岡支社青森支店） 東日本電信電話株式会社（青森支店） 日本郵便株式会社（青森中央郵便局） 日本銀行（青森支店） 日本赤十字社（青森県支部） 日本放送協会（青森放送局） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター） 東北電力株式会社（青森支店） 日本通運株式会社（青森支店） 東日本高速道路株式会社（東北支社青森管理事務所） ○ 指定地方公共機関（5機関） <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人青森県医師会 青森ガス株式会社 青い森鉄道株式会社 公益社団法人青森県バス協会 青森放送株式会社 ○ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 	<p style="text-align: center;">第1節 県防災会議</p> <p>略</p> <p>1 構成員</p> <p>県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等（委員）をもって組織する。</p> <p>【県防災会議組織図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関（18機関） <ul style="list-style-type: none"> 東北管区警察局 <u>東北管区行政評価局（青森行政監視行政相談センター）</u> 東北総合通信局 東北財務局（青森財務事務所） 東北厚生局 青森労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部東北支部 東北地方整備局 東北運輸局 東京航空局（三沢空港事務所） 東北地方測量部 仙台管区气象台（青森地方气象台） 第二管区海上保安部（青森海上保安部） 東北地方環境事務所 東北防衛局 ○ 指定公共機関（10機関） <ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社（盛岡支社青森支店） <u>NTT東日本株式会社（青森支店）</u> 日本郵便株式会社（青森中央郵便局） 日本銀行（青森支店） 日本赤十字社（青森県支部） 日本放送協会（青森放送局） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター） 東北電力株式会社（青森支店） 日本通運株式会社（青森支店） 東日本高速道路株式会社（東北支社青森管理事務所） ○ 指定地方公共機関（5機関） <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人青森県医師会 青森ガス株式会社 青い森鉄道株式会社 公益社団法人青森県バス協会 青森放送株式会社 ○ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 	<p>体裁の修正</p> <p>管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことによる。 社名の変更による</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>2 県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域県民局地域連携部長)</u> <u>(県民局長)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 県災害対策本部</p> <p>1 組織 (1)～(3) 略 (4) <u>統括調整部</u>に災害対策対応全般を統制するため、統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、県災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル」による。 (5)～(7) 略</p> <p>2 運営 (1) 体制 ア～エ 略 オ 災害情報連絡員等 (ア) 略 (イ) 市町村に派遣する情報連絡員（リエゾン） 気象の特別警報が発表された場合等に、関係する市町村の被害状況等を把握するため、本部長は、支部及び県災害対策本部から情報連絡員（リエゾン）を関係市町村災害対策本部等に派遣する。（後略）</p>	<p>2 組織 <u>県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く。</u> (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域連携事務所長)</u> <u>(地域連携事務所長)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 県災害対策本部</p> <p>1 組織 (1)～(3) 略 (4) 災害対策対応全般を統制するため、<u>統括調整部</u>に統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、県災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル」による。 (5)～(7) 略</p> <p>2 運営 (1) 体制 ア～エ 略 オ 災害情報連絡員等 (ア) 略 (イ) 市町村に派遣する情報連絡員（リエゾン） 気象の特別警報が発表された場合等に、関係する市町村の被害状況等を把握するため、本部長は、支部又は県災害対策本部から情報連絡員（リエゾン）を関係市町村災害対策本部等に派遣する。（後略）</p>	<p>体裁の修正</p> <p>組織再編に伴う修正</p> <p>文章の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>カ 支部 支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて<u>所管区域の市町村と緊密に連絡し</u>、災害対策業務を実施する。</p> <p>キ 支部連絡会議 支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を<u>開催し</u>、災害対策業務について連絡調整を図る。</p> <p>(2) 防災関係機関等との連携 ア 略 イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣 県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、<u>東日本電信電話株式会社</u>、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。 (後略) ウ・エ 略</p> <p>3 設置、廃止及び通知、公表 (1)・(2) 略 (3) 設置及び廃止時の通知、公表 ア 県災害対策本部を設置したときは、～、災害対策本部の表示を、<u>災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び</u>災害対策本部設置場所に掲示するものとする。 表 略 イ・ウ 略</p>	<p>カ 支部 支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて災害対策業務を実施する。</p> <p>キ 支部連絡会議 支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を<u>開催するなどして</u>、災害対策業務について連絡調整を図る。</p> <p>(2) 防災関係機関等との連携 ア 略 イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣 県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、<u>NTT東日本株式会社</u>、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。 (後略) ウ・エ 略</p> <p>3 設置、廃止及び通知、公表 (1)・(2) 略 (3) 設置及び廃止時の通知、公表 ア 県災害対策本部を設置したときは、～、災害対策本部の表示を災害対策本部設置場所に掲示するものとする。 表 略 イ・ウ 略</p>	<p>支部の活動内容の見直しに伴う修正</p> <p>支部の活動内容の見直しに伴う修正</p> <p>社名の変更による</p> <p>実情に合わせた修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害対策本部に準じる組織</p> <p>略</p> <p>1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 支部 災害の状況に応じて、地域連携事務所長を地方支部長とする <u>県災害警戒地方支部</u>を設置する。</p> <p>(4) 設置、廃止及び通知、公表 (中略) ア～ウ 略 エ 県災害警戒本部地方支部の設置、廃止の通知、公表については県災害警戒本部に準じる。</p> <p style="text-align: center;">第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>市町村及び防災関係機関は、<u>気象予報・警報、水防指令等の発令状況</u>及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。 (後略)</p>	<p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害対策本部に準じる組織</p> <p>略</p> <p>1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 支部 災害の状況に応じて、地域連携事務所長を地方支部長とする <u>県災害警戒本部地方支部</u>を設置する。</p> <p>(4) 設置、廃止及び通知、公表 (中略) ア～ウ 略 エ 県災害警戒本部地方支部の設置、廃止<u>したときの</u>通知、公表については県災害警戒本部に準じる。</p> <p style="text-align: center;">第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>市町村及び防災関係機関は、<u>地震の発生状況、津波警報等の発表状況</u>及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。 (後略)</p>	<p></p> <p>脱字の修正</p> <p>同(4)ウ(イ)の書きぶりに統一</p> <p>風水害等災害対策編との差別化</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害予防計画</p> <p>(中略)</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務継続性の確保</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (中略)</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、<u>燃料備蓄の補給状況等</u>、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 消防施設・設備等 消防施設・設備等の設置者及び管理者は、地震発生時における同時多発火災や津波災害など多様な災害にも<u>対処</u>に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害予防計画</p> <p>(中略)</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「第1次国土強靱化実施中期計画」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務継続性の確保</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (中略)</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、<u>燃料の備蓄状況等</u>、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 消防施設・設備等 消防施設・設備等の設置者及び管理者は、地震発生時における同時多発火災や津波災害など多様な災害にも対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p.4</p> <p>文章の修正</p> <p>重複する言葉の削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>火水槽、耐震性貯水槽（飲料水兼用）等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。（後略）</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。</p> <p><u>県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p>（後略）</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>耐震性貯水槽（飲料水兼用）等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。（後略）</p> <p>(3) 通信施設・設備等</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送、回線構成図は資料編 3-3-12のとおり）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保を推進するものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（後略）</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>文章の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 16</p> <p>実態に合わない内容のため削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(8) その他施設・資機材等 (中略) また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に 有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保 有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。 なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃 料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平 時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 青森県総合防災情報システムの活用 ア・イ 略 ウ 防災情報の共有化 インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指 定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、 防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に 提供する。 青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等 や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及び L ラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。 また、必要に応じて、総合防災情報システム（SOBO -WEB）に防災情報を集約できるよう連携を検討する。</p>	<p>(8) その他施設・資機材等 (中略) また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に 有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保 有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。 なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料 の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時 から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 青森県総合防災情報システムの活用 ア・イ 略 ウ 防災情報の共有化 インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指 定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、 防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提 供する。 青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等 や、指定避難所等の開設等の情報は、ホームページ及び L アート等により、住民及び報道機関へ伝達する。 また、必要に応じて、新総合防災情報システム（SOB O-WEB）や新物資システム（B-PLo）等に防災情 報を集約できるよう連携を検討する。併せて、災害時に災 害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅</p>	<p>読点の削除</p> <p>前段落で略称を置 いているため</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p 14</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 市町村の災害対策機能等の充実 県、市町村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、市町村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。</p> <p>(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>1 方針 大規模な地震・津波災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、<u>関係機関</u>との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 市町村</p>	<p style="text-align: center;"><u>速な情報連携が行えるよう、あらかじめ、システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 市町村の災害対策機能等の充実 県、市町村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、市町村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。 <u>また、県及び市町村は、青森県総合防災情報システム等の関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 自主防災組織等の確立</p> <p>1 方針 大規模な地震・津波災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 市町村</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 15</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 14</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 9</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ア 育成強化の方法 (7) 地域住民等の自主防災組織 自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。 a～e 略 (イ) 略 (3)・(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア (中略) (7) 普及方法 a 防災の日、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じて防災思想の普及を図る。 c～d 略 (イ) 略 イ 略 ウ 県(県消防保安課)は、青森県防災教育センター(消防学校内)の設備、展示物、災害に関する映像等のさらなる活用を図る。</p>	<p>ア 育成強化の方法 (7) 地域住民等の自主防災組織 自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。 a～e 略 (イ) 略 (3)・(4) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア (中略) (7) 普及方法 a 防災の日、防災週間、津波防災の日及び「あおもり防災ウィーク」等を通じて防災思想の普及を図る。 c～d 略 (イ) 略 イ 略 ウ 県(県防災危機管理課)は、青森県防災教育センター(消防学校内)の設備、展示物、災害に関する映像等のさらなる活用を図る。</p>	<p>字句の修正</p> <p>本県の具体の取組を追加</p> <p>所管課の変更</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>エ 略</p> <p>(3) 災害教訓の伝承</p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 個別防災訓練の実施</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的の実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各</p>	<p>エ 略</p> <p>(3) 災害教訓の伝承</p> <p><u>県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p>国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 個別防災訓練の実施</p> <p>県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的の実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、<u>障がい者や外国人などの要配慮者等</u>や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 12</p> <p>消防庁防災業務計画 p 10～ p 11</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。 ア～セ 略 (2)・(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 略 (1) 略 (2) 指定避難所の整備等 略 ア 略 イ 食料、飲料水その他の資機材の整備 避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレトペーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、間仕切り、暖房器具等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ウ 略</p>	<p>種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。 ア～セ 略 (2)・(3) 略</p> <p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 略 (1) 略 (2) 指定避難所の整備等 略 ア 略 イ 食料、飲料水その他の資機材の整備 避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレトペーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、間仕切り、暖房器具等の物資を備蓄する。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ウ 略 <u>エ 備蓄場所の確保</u> <u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保する等物資の備蓄場所の確保に努める。</u></p>	<p></p> <p>下記エ追加のため</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p 27</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>エ・オ</u> 略 (3)~(8) 略 (9) 被災者支援の仕組みの整備 ア 略</p> <p><u>イ</u> 在宅避難者支援の仕組みの検討 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>ウ・エ</u> 略 (10)・(11) 略</p> <p style="text-align: center;">第10節 災害備蓄対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 公助による備蓄 略 ア～ウ 略</p>	<p><u>オ・カ</u> 略 (3)~(8) 略 (9) 被災者支援の仕組みの整備 ア 略</p> <p><u>イ</u> <u>被災者支援業務の迅速化・効率化</u> <u>市町村は、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 在宅避難者支援の仕組みの検討 県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>エ・オ</u> 略 (10)・(11) 略</p> <p style="text-align: center;">第10節 災害備蓄対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 公助による備蓄 略 ア～ウ 略</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p13</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p25</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>エ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>オ 略</u></p> <p style="text-align: center;">第 11 節 津波災害対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 津波防災の観点からのまちづくりの推進</p> <p>ア～ウ 略</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 火災予防対策</p> <p>1・2 略</p>	<p><u>エ 県及び市町村は、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）や当該施設ごとの備蓄物資の品目・数量等を登録するものとする。また、これらの情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>オ 県及び市町村は、備蓄物資の状況を年に1回広く住民に公表するものとする。</u></p> <p><u>カ 略</u></p> <p style="text-align: center;">第 11 節 津波災害対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 津波防災の観点からのまちづくりの推進</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 危険物施設等の安全確保</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の対津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 12 節 火災予防対策</p> <p>1・2 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p28</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p27</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p54</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防火思想の普及</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(ア) 市町村（消防機関）は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。</p> <p><u>また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。</u></p> <p>(イ) 県及び市町村（消防機関）は、火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。</p> <p>(3) 消防体制の充実・強化</p> <p>ア 消防計画の作成</p> <p>市町村（消防機関）は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。</p> <p>イ 略</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防火思想の普及</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(ア) 市町村（消防機関）は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。</p> <p><u>また木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後に電気等に起因する火災が発生することがあること及び避難の際の安全措置を周知するとともに、感震ブレーカーの設置や耐震自動消火装置等の火気設備の使用を促進する。</u></p> <p><u>併せて、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及を図る。</u></p> <p>(イ) 県及び市町村（消防機関）は、火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及を図る。</p> <p>(3) 消防体制の充実・強化</p> <p>ア 消防計画の作成</p> <p>市町村（消防機関）は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。<u>その際、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備について考慮するものとする。</u></p> <p>イ 略</p>	<p>消防庁防災業務計画 p27、p66</p> <p>防災基本計画 p342</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p55</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 16 節 都市災害対策</p> <p>1～3 略 <u>(資料)</u> <u>○ 防災ヘリコプター場外離着陸場 (資料編 4-20-12)</u></p> <p style="text-align: center;">第 17 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 要配慮者の支援体制の整備等 ア～エ 略 オ 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等 <u>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害医療コーディネーター及び災害小児周産期リエゾン</u>の充実強化や<u>実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等</u>を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>カ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備 県は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を</p>	<p style="text-align: center;">第 16 節 都市災害対策</p> <p>1～3 略 (削除)</p> <p style="text-align: center;">第 17 節 要配慮者安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 要配慮者の支援体制の整備等 ア～エ 略 オ 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等 <u>県は、次の取組等を通じ、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(ア) 実践的な訓練等を通じた災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)及び災害支援ナースの充実強化</u> <u>(イ) ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築</u> <u>このほか、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、災害時に県が関係団体等と連携し、医療提供体制を構築するに当たり、県に対して適宜助言を行う。</u></p> <p>カ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の整備 県は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や<u>被災者の健康管理を支援する保健師等チーム</u>の構成員の人</p>	<p>同節の内容に関係のない資料であるため削除</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p19、表記の適正化</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p19</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p><u>キ～ケ</u> 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> <u>被災者支援業務の迅速化・効率化</u></p>	<p>材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p><u>キ</u> <u>保健医療福祉活動チームとの訓練等</u></p> <p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同で訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p><u>ク～コ</u> 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 個別避難計画の作成及び運用</p> <p>ア 計画の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p><u>イ</u> <u>計画作成の促進</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点の提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p22</p> <p>防災基本計画 p 46</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p26</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p26</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>エ～ク</u> 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第 18 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り</u>、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p><u>オ～ケ</u> 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第 18 節 防災ボランティア活動対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 避難生活支援リーダー/サポーター等の育成</p> <p><u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域ボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p><u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置をこ</u> <u>うずるものとする。</u></p> <p>国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図るものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p50 第3章 第9節3(9)にイを追加したことに伴う削除</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p10</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p10</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p10</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p><u>国、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>国、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、<u>被災家屋</u>からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去</p>	<p><u>国、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p>国、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、<u>被災家屋等</u>からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p11（記載位置の変更）</p> <p>上記記載位置の変更に伴う削除</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p11</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 19 節 災害廃棄物対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p style="text-align: center;">第 23 節 交通施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容 略</p>	<p>る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 19 節 災害廃棄物対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> 略</p> <p style="text-align: center;">第 23 節 交通施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p29</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 29</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ア～エ 略</p> <p>オ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成 道路管理者は、<u>発災後</u>の道路の<u>障害物除去</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の<u>設置等</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ<u>道路啓開等の計画を立案</u>するとともに、<u>より実効性の高い計画へと深化を図るものとする</u>。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 港湾・空港 (1) 略 (2) 実施内容 ア 港湾改修 略 また、地震・津波災害時における物資の海上輸送路を確保するとともに、震災後においても、広域的な物流活動を確保し、背後地域の一定の経済活動を支えるため、青森港、八戸港及び大湊港において、耐震強化岸壁を整備するほか、多目的に利用可能な港湾緑地等のオープンスペース及び必要に応じ物資の保管施設、通信施設等を備えた防災拠点の整備<u>を推進する</u>。</p>	<p>ア～エ 略</p> <p>オ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成 道路管理者は、<u>自然災害発生後</u>の道路の<u>障害物の除去</u> <u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の<u>設置</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ<u>道路啓開計画を作成</u>するとともに、<u>定期的な見直しを行うものとする</u>。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 港湾・空港 (1) 略 (2) 実施内容 ア 港湾改修 略 また、地震・津波災害時における物資の海上輸送路を確保するとともに、震災後においても、広域的な物流活動を確保し、背後地域の一定の経済活動を支えるため、青森港、八戸港及び大湊港において、耐震強化岸壁を整備するほか、<u>災害時の海上からの円滑な輸送のため</u>、多目的に利用可能な港湾緑地等のオープンスペース及び必要に応じ物資の保管施設、通信施設等を備えた防災拠点の整備<u>するものとする</u>。</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p 23</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p 6</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 漁港整備 (中略) また、地震・津波災害時における物資等の海上輸送路を確保するため、北金ヶ沢漁港、三厩漁港及び大畑漁港を防災拠点漁港とし、耐震強化岸壁等を整備する。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>6 略</p> <p>第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1～3 略</p> <p>4 上下水道施設 (1) 上下水道施設 ア 実施機関</p> <p>水道事業者 水道用水供給事業者</p> <p>イ 実施内容 (ア) 上水道施設の耐震性強化等 a～e 略</p> <p><u>f 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震性の強化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に整備</u></p>	<p>イ 漁港整備 (中略) また、地震・津波災害時における物資等の海上輸送路を確保するため、北金ヶ沢漁港、三厩漁港及び大畑漁港を防災拠点漁港とし、耐震強化岸壁等を整備する。</p> <p><u>更に、災害復旧時における工事作業船の係留場所を確保するため、北金ヶ沢漁港、小泊漁港、青森漁港、脇野沢漁港、佐井漁港、大畑漁港、白糖漁港及び八戸漁港を災害復旧拠点漁港とし、特定目的岸壁を整備する。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>6 略</p> <p>第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1～3 略</p> <p>4 上下水道施設 (1) 上水道施設 ア 実施機関 <u>市町村</u> 水道事業者 水道用水供給事業者</p> <p>イ 実施内容 (ア) 上水道施設の耐震性強化等 a～e 略</p> <p><u>f 基幹施設、管路等</u> <u>浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震性の強化を図るなど、あらかじめ定</u></p>	<p>漁港が災害復旧作業に使用する重機や資機材等の輸送拠点としての役割を果たすため</p> <p>下記(オ)の記載を追加するため</p> <p>体裁の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>を図る。</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>(2) 下水道施設 ア 実施機関 <u>下水道事業者</u> イ 略</p> <p>5 電気通信設備 (1) 実施機関 <u>東日本電信電話株式会社青森支店</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容 ア～エ 略 オ 大規模災害時の通信確保対策</p>	<p><u>めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に整備を図る。</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p><u>(オ) 代替水源の確保</u> <u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 下水道施設 ア 実施機関 <u>下水道管理者</u> イ 略</p> <p>(3) 上下水道一体の対応 <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>5 電気通信設備 (1) 実施機関 <u>NTT東日本株式会社青森支店</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容 ア～エ 略 オ 大規模災害時の通信確保対策</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p 7</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧 対照表 p 21</p> <p>社名の変更による</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ア) 略 (イ) 常時、<u>そ通状況</u>を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 (ウ)・(エ) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(ア) 略 (イ) 常時、<u>疎通状況</u>を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 (ウ)・(エ) 略</p> <p>6・7 略</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表 気象庁 <u>青森地方气象台</u></p> <p>(2) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の伝達 気象庁 青森地方气象台 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の伝達及び必要な措置</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) 青森地方气象台は、上記(1)の津波警報等及び地震・津波に関する情報等を県、<u>県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部</u>、青森河川国道事務所、<u>放送機関</u>及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>(ク) (中略)</p> <p>また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を<u>始め</u>とした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(ケ)・(コ) 略</p> <p>イ 必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表 気象庁 <u>又は大阪管区气象台</u></p> <p>(2) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の伝達 気象庁 <u>又は大阪管区气象台</u> 青森地方气象台 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の伝達及び必要な措置</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) <u>気象庁又は大阪管区气象台及び</u>青森地方气象台は、上記(1)の津波警報等及び地震・津波に関する情報等を県、<u>消防庁、N T T東日本株式会社、警察庁、海上保安庁、青森河川国道事務所、日本放送協会、報道機関</u>及びその他必要と認める機関に伝達する。</p> <p>(イ)～(キ) 略</p> <p>(ク) (中略)</p> <p>また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を<u>はじめ</u>とした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(ケ)・(コ) 略</p> <p>イ 必要な措置</p>	<p>伝達系統図との整合</p> <p>伝達系統図との整合</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ア) 沿岸地域の市町村は、強い揺れ（震度4程度以上<u>の地震</u>）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。 a～c 略</p> <p>ウ 略</p> <p>伝達系統図</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(ア) 沿岸地域の市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。 a～c 略</p> <p>ウ 略</p> <p>伝達系統図</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>文章の修正</p> <p>各編の記述との整合</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(5) 緊急地震速報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急地震速報の伝達 (中略)</p> <p>市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>ウ・エ</p> <p>(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>ア 情報発信条件</p> <p>○ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。</p> <p>○ 想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。</p> <p>イ 情報発信の流れ</p> <p>○ 気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</p> <p>ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</p> <p>○ 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われ</p>	<p>(5) 緊急地震速報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急地震速報の伝達 (中略)</p> <p>市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>ア 情報発表条件</p> <p>○ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。</p> <p>なお、想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限り、発表される。</p> <p>イ 情報発表の流れ</p> <p>○ 気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</p> <p>ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</p> <p>○ 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の解説が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正 文章の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>文章の修正</p> <p>文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>る。</u></p> <p>略</p> <p>エ 情報に関する留意事項 (中略)</p> <p>○ 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が<u>発信</u>されていない状況で突発的に発生することが多い。 (中略) <u>情報発信</u>の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。 (後略) <p>オ 情報が<u>発信</u>された場合の対応 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合の対応については、第6章第5節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報収集及び被害等報告</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1) 情報収集、伝達</p>	<p><u>われる。</u></p> <p>略</p> <p>エ 情報に関する留意事項 (中略)</p> <p>○ 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が<u>発表</u>されていない状況で突発的に発生することが多い。 (中略) <u>情報発表</u>の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。 (後略) <p>オ 情報が<u>発表</u>された場合の対応 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合の対応については、第6章第5節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報収集及び被害等報告</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1) 情報収集、伝達</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(中略)</p> <p>ア 災害が発生するおそれがある段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県の措置 県（防災危機管理課）は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する。</p> <p>イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県の措置 県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（<u>下記表</u>）するとともに、必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。</p>	<p>(中略)</p> <p>ア 災害が発生するおそれがある段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県の措置 県（防災危機管理課）は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する<u>とともに、収集した災害対応基本共有情報（E E I）を各機関と共有する。</u></p> <p>イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県の措置 県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告（<u>下記表</u>）し、必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する<u>とともに、収集した災害対応基本共有情報（E E I）を各機関と共有する。</u>県関係部局は、表1 <u>及びE E I</u>により被害状況を把握する。</p>	<p>E E I の運用が始まることを踏まえた修正</p> <p>E E I の運用が始まることを踏まえた修正及び字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																				
<p>表1 県各部局の災害情報収集手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>報告(調査)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>電話の不通状況</td> <td> 総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u>青森支店等 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>環境エネルギー部</td> <td>廃棄物処理施設の被害 停電状況</td> <td> 環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク(株)青森支社 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 その他</p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p>	部	調査事項	報告(調査)系統	略			総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u> 青森支店等	略			環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク(株)青森支社	略			<p>表1 県各部局の災害情報収集手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>報告(調査)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>電話の不通状況</td> <td> 総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u>青森支店等 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>環境エネルギー部</td> <td>廃棄物処理施設の被害 停電状況</td> <td> 環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク(株)青森支社 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</u></p> <p>4 その他</p> <p>各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。</p> <p><u>県は、上記手段等により収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用して、画像・映像情報を収集し、政府本部(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本</u></p>	部	調査事項	報告(調査)系統	略			総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u> 青森支店等	略			環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク(株)青森支社	略			<p>社名の変更</p> <p>組織再編による修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 32</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 31</p>
部	調査事項	報告(調査)系統																																				
略																																						
総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>東日本電信電話</u> 青森支店等																																				
略																																						
環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー開発振興課 ← 東北電力ネットワーク(株)青森支社																																				
略																																						
部	調査事項	報告(調査)系統																																				
略																																						
総合政策部	電話の不通状況	総合政策課 ↑ DX推進課 ← <u>NTT東日本</u> 青森支店等																																				
略																																						
環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	環境政策課 ↑ 資源循環推進課 ← 市町村、事務組合 ↑ エネルギー・脱炭素政策課 ↑ 東北電力ネットワーク(株)青森支社																																				
略																																						

現 行	変 更 案	変更理由
<p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 連絡方法 ア・イ 略</p> <p>連絡系統図</p> <p>○ 勤務時間内 勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">図 略</p> <p>○ 勤務時間外 勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">図 略</p> <p>(4) 通信連絡</p>	<p><u>部をいう。以下同じ。）を含む関係機関への迅速な共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u></p> <p>災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 連絡方法 ア・イ 略</p> <p>連絡系統図</p> <p>○ 勤務時間内 勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。<u>ただし、災害の状況等によっては、知事公室長を経由せず、危機管理局長等から直接、知事、副知事に連絡する場合もある。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">図 略</p> <p>○ 勤務時間外 勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。<u>ただし、災害の状況等によっては、知事公室長を経由せず、危機管理局長等から直接、知事、副知事に連絡する場合もある。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">図 略</p> <p>(4) 通信連絡</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 32</p> <p>知事、副知事へ直接連絡する場合を記載。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ア 略</p> <p>イ 電気通信設備（電話・電報）の優先利用 (ア) 災害時優先電話 a 略 b 各機関は、<u>東日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ その他無線通信設備の利用 (中略)</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) <u>東日本電信電話株式会社無線</u></p> <p>(カ)～(ク) 略</p> <p>カ 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害広報・情報提供</p> <p>地震・津波災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、<u>県外</u>からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、地震情報が確実に伝達できるよう、多言</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 電気通信設備（電話・電報）の優先利用 (ア) 災害時優先電話 a 略 b 各機関は、<u>NTT東日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ その他無線通信設備の利用 (中略)</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) <u>NTT東日本株式会社無線</u></p> <p>(カ)～(ク) 略</p> <p>カ 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害広報・情報提供</p> <p>地震・津波災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、<u>県内外</u>からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、地震情報が確実に伝達できるよう、多言</p>	<p>社名の変更による</p> <p>社名の変更による</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>語化等の環境の整備を図るものとする。<u>その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣の要請手続</p> <p>災害派遣の要請は、次により行う。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>派遣要請先及び指定部隊の位置</p> <p>図中「<u>海上自衛隊大湊地方総監部</u>」</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>他県等の受援応援が円滑に行われるよう、青森県受援応</u></p>	<p>語化等の環境の整備を図るものとする。<u>平時には、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意する。また、災害時には、行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣の要請手続</p> <p>災害派遣の要請は、次により行う。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>派遣要請先及び指定部隊の位置</p> <p>図中「<u>海上自衛隊大湊地区総監部</u>」</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第6節 広域応援</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>他県等への応援が円滑に行われるよう、青森県応援計画</u></p>	<p>消防庁防災業務計画 p15、 p59</p> <p>修正漏れ</p> <p>文章の修正(応援に内容を特化)</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>援計画に基づき、連絡・要請方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 他県等への応援</p> <p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</p> <p>県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</p>	<p><u>に基づき、県外被災地からの的確なニーズ把握、物資等の円滑な調達・確保、正確な応援状況の追跡・把握等を行えるよう、連絡・調整方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から円滑に応援を実施できる体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>他県等から円滑に応援を受けることができるよう、青森県受援計画に基づき、県内市町村からの的確なニーズ把握、物資等の円滑な調達・確保、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、庁内における活動場所の確保等、受援に必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 他県等への応援</p> <p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 資機材等の整備</p> <p><u>県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるように、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援派遣</p> <p>県は、<u>国又は</u>都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム <u>（DHEAT）</u> や <u>保健師等チーム</u> の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(5) 災害支援ナースの派遣</p> <p><u>県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の</u></p>	<p>文章の修正(受援に内容を特化)</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 18</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 47</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 47</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 県防災ヘリコプターの運航</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災ヘリコプターの出動</p> <p>知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動するものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生各市町村等の長に通報するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 避難誘導及び移送</p>	<p style="text-align: center;">第7節 航空機運用</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>6 県防災ヘリコプターの運航</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災ヘリコプターの出動</p> <p>知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動させるものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生各市町村等の長に通報するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 避難誘導及び移送</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p><u>防止等のため、災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣</u></p> <p><u>県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズの対応のため、災害福祉支援チーム（DWAT）の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ア 略</p> <p>イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当てることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、<u>職場の自主防災組織等のリーダー</u>がこの任務に当たる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 指定緊急避難場所の開放 市町村長は、災害が発生する<u>恐れ</u>がある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(5) 指定避難所の開設 ア～ウ 略</p> <p>エ 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 市町村長は、次により<u>指定避難所</u>の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>指定避難所</u>では、開設当初からのパーティション<u>及び段ボールベッド等や簡易ベッド</u>を設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</p> <p>略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当てることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域の<u>自主防災組織構成員、事業所の自衛消防組織構成員等</u>がこの任務に当たる。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 指定緊急避難場所の開放 市町村長は、災害が発生する<u>おそれ</u>がある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(5) 指定避難所の開設 ア～ウ 略</p> <p>エ 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 市町村長は、次により<u>指定避難所等</u>の適切な運営管理を行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難所</u>では、開設当初からのパーティションを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、<u>段ボールベッドや簡易ベッド等</u>、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</p> <p>略</p>	<p>文章の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>以下(ア)～(イ)の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43 及び文章の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ウ) 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>に配慮する</u>。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により<u>指定避難所</u>に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>略</p> <p>(カ) <u>指定避難所</u>の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事<u>や</u>、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) <u>指定避難所</u>の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p>	<p>(ウ) 女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により<u>避難所</u>に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>略</p> <p>(カ) <u>避難所</u>の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事<u>を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保</u>、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) <u>避難所</u>の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(ケ) 略</p> <p>(コ) <u>指定避難所</u>における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。</p> <p>略</p> <p>コ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 在港船舶等の避難</p> <p>在港船舶及び沿岸で作業中の漁船は、津波警報等<u>を受けたとき、又は津波のおそれがあるときは</u>、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模に応じ、港外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先した必要な措置をとる。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（<u>消防庁</u>）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) （中略）</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存</p>	<p>(ケ) 略</p> <p>(コ) <u>避難所</u>における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。</p> <p>略</p> <p>コ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 在港船舶等の避難</p> <p>在港船舶及び沿岸で作業中の漁船は、津波警報等<u>が発表されたときは</u>、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模に応じ、港外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先した必要な措置をとる。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（<u>内閣府防災</u>）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) （中略）</p> <p>県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 43</p> <p>文章の修正</p> <p>所管省庁の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(11) 略 (12) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや大型テント等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。 (13) 略</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 救出</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 応援協力関係 (1)～(10) 略</p> <p style="text-align: center;">第 13 節 給水</p>	<p>の枠組を活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p><u>(11) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>(12) 略 (13) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや大型テント等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。 (14) 略</p> <p style="text-align: center;">第 11 節 救出</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 応援協力関係 (1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 県災害対策本部、市町村災害対策本部、県警察等の救助機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合に、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報の提供の要請を積極的に行うよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 13 節 給水</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p45</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p45</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 飲料水の確保及び給水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 方法</p> <p>水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。<u>また、給水可能数量の把握に努める。</u></p> <p>(7)～(オ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第14節 応急住宅供給</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>始め</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。</p> <p>第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p>	<p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 飲料水の確保及び給水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 方法</p> <p><u>水道事業者は、水道施設の被害の状況、断水等の状況、給水可能量を把握した上で速やかに応急給水計画を策定し、当該計画に基づき</u>次の方法で給水する。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第14節 応急住宅供給</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性<u>やこども・若者</u>の参画を推進し、女性を<u>はじめ</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。</p> <p>第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p36</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p44</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給（貸）与する。</p> <p>(1) 確保 ア～エ 略 オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 略</p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チーム <u>(例)</u> 表 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救護班の編成 <u>医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、</u></p>	<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給（貸）与する。</p> <p>(1) 確保 ア～エ 略 オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;">第 18 節 医療、助産及び保健</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容 略</p> <p>(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの <u>例</u> 表 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 救護班の編成 <u>救護班は、医師会、日本赤十字社等をはじめとする関係機関の協力を得て、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、</u></p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p 31</p> <p>表記の適正化</p> <p>標題に合わせて文章を修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p><u>医師会、日本赤十字社等の関係機関の協力により編成し実施する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 医療、助産及び保健の実施 医療、助産及び保健の実施は、次により行う。 ア・イ 略 ウ 実施方法 (中略) (ア) 医療 救護班により医療に当たるものとするが、<u>トリアージタグ</u>を有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。 (後略) (イ)・(ウ) 略</p> <p>(4)~(7) 略</p> <p>(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。</p> <p>(9) 各種災害派遣チームの派遣等 ア～ウ 略</p>	<p><u>看護師、管理栄養士等により編成する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 医療、助産及び保健の実施 医療、助産及び保健の実施は、<u>救護班が</u>次により行う。 ア・イ 略 ウ 実施方法 (中略) (ア) 医療 救護班により医療に当たるものとするが、<u>トリアージタグ</u>を有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。（後略）</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>(4)~(7) 略</p> <p>(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。 <u>また、県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>(9) 各種災害派遣チームの派遣等 ア～ウ 略 <u>エ 県は、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に關する情報の把握やマッチング等の調整を行うため、災害薬事コーディネーターを保健医療福祉（現地）調整本部に置</u></p>	<p>上記(3)の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 40</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 37～ p 38</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>エ 略</p> <p><u>オ</u> 県は、<u>避難所</u>の高齢者、障がい者等の<u>二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム（DWAT）</u>や災害支援ナースを避難所に派遣する。</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、下記の医療チーム等の<u>協働し</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。（後略）</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>4 略</p>	<p><u>ク。</u></p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 県は、<u>避難所等</u>の高齢者、障がい者等の<u>生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、</u>災害支援ナースを避難所に派遣する。</p> <p><u>キ</u> 県は、<u>避難所等</u>の高齢者、障がい者等の<u>多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWAT）</u>を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、下記の医療チーム等<u>と協働し</u>、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。（後略）</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制 <u>（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）</u>の整備に努めるものとする。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 県は、<u>必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u></p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>4 略</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p47～p48</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p47～p48</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p22</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p38</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 20 節 輸送対策</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者 県（交通・地域社会部、健康医療福祉部、危機管理局）</p> <p>略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 輸送の方法 （中略） なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。 （中略） なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>略 ア～オ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 文教対策</p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 輸送対策</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者 県（交通・地域社会部、<u>経済産業部</u>、健康医療福祉部、危機管理局）</p> <p>略</p> <p>2 実施内容 (1)・(2) 略 (3) 輸送の方法 （中略） なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。 （中略） なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>略 ア～オ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p style="text-align: center;">第 27 節 文教対策</p>	<p>青森県トラック協会所管部局の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 31</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 津波警報等及び地震・津波に関する情報等の把握並びに避難の指示</p> <p>(中略)。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 教育施設及び教職員の確保</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p>	<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 津波警報等及び地震・津波に関する情報等の把握並びに避難の指示</p> <p>(中略)。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。</p> <p>3 応援協力関係</p> <p>(1) 教育施設及び教職員の確保</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 県及び被災地外の市町村は、被災地の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国（文部科学省）の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 交通対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p>	<p>県の文書の取扱いの変更による</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p 48</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>2 海上交通</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 港湾施設の保全</p> <p>(ア) 港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路啓開を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。</p> <p>また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ガス施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 応急復旧</p>	<p>2 海上交通</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 港湾施設の保全</p> <p>(ア) 港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う</u>。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路啓開を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。</p> <p>また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>1・2 略</p> <p>2 ガス施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 応急復旧</p>	<p>防災基本計画新旧 対照表 p 42</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者 <u>東日本電信電話株式会社青森支店</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 体制の確立 災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、<u>東日本電信電話株式会社青森支店</u>において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ <u>通信そ通</u>に対する応急措置 災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等<u>そ通確保</u>の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。</p> <p>ク～シ 略</p> <p>ス 広報 災害が発生した場合、通信の<u>そ通状況</u>、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するなど、通信の<u>そ通</u>ができないことによる社会不安解消に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>力する。</p> <p>4 電気通信設備</p> <p>(1) 実施責任者 <u>NTT東日本株式会社青森支店</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 略</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 体制の確立 災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、<u>NTT東日本株式会社青森支店</u>において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ <u>通信疎通</u>に対する応急措置 災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等<u>疎通確保</u>の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。</p> <p>ク～シ 略</p> <p>ス 広報 災害が発生した場合、通信の<u>疎通状況</u>、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するなど、通信の<u>疎通</u>ができないことによる社会不安解消に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>社名の変更による修正</p> <p>社名の変更による修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
5 略	5 略	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 公共施設復旧</p> <p>1 災害復旧体制の確立</p> <p>(1) (中略)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ TEC-FORCEが出勤した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、(公社)全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請<u>および</u>受入体制</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 大規模災害における対応</p> <p>(1) 国は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害においては、激甚災害指定の早期化や災害復旧等の技術の支援として、TEC-FORCE (<u>緊急災害対策派遣隊</u>) や水土里災害派遣隊等を派遣し、積極的に被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめ、災害終息後、最短で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表するとともに、激甚災害に指定又は指定の事前公表がされた災害について、机上査定限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の簡素化等の手続きの効率化を実施する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</p> <p>略</p> <p>(1) 公共施設災害復旧計画作成</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて、</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 公共施設復旧</p> <p>1 災害復旧体制の確立</p> <p>(1) (中略)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ TEC-FORCEが出勤した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、(公社)全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請<u>及び</u>受入体制</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 大規模災害における対応</p> <p>(1) 国は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害においては、激甚災害指定の早期化や災害復旧等の技術の支援として、TEC-FORCEや水土里災害派遣隊 (<u>農業農村災害緊急派遣隊</u>) 等を派遣し、積極的に被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめ、災害終息後、最短で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表するとともに、激甚災害に指定又は指定の事前公表がされた災害について、机上査定限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の簡素化等の手続きの効率化を実施する。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 災害復旧事業計画の作成及び実施</p> <p>略</p> <p>(1) 公共施設災害復旧計画作成</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて<u>計</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>上記1で略称使用済みのため括弧削除、水土里災害派遣隊の正式名称の記載</p> <p>読点の削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>計画する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局） 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を構じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 計画的な復興 大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 1～8 略</p> <p>9 農業災害補償（県農林水産部） 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。</p>	<p>画する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局） 災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 計画的な復興 大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 1～8 略</p> <p>9 農業災害補償（県農林水産部） 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p30</p> <p>修正漏れ</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>10 略</p> <p>11 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、市町村）</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県（防災危機管理課）は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に</p>	<p>10 略</p> <p>11 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、市町村）</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県（防災危機管理課）は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に</p>	<p>防災基本計画新旧対照表 p30</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p30</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>県（総務部）は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村）</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>13～15 略</p>	<p>当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>県（財務部）は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村）</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>13～15 略</p>	<p>所管部局の修正</p> <p>防災基本計画新旧対照表 p50 により削除</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 1～8 略</p> <p>9 その他の事業</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 1～6 略</p> <p>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 略 (2) 電気 ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。 イ 東北電力株式会社 <u>(青森支店)</u>、東北電力ネットワーク株式会社 <u>(青森支社)</u> は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。 (ア)・(イ) 略 (3) 略 (4) 通信 <u>東日本電信電話株式会社</u> (青森支店)、<u>エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケーションズ株式会社</u>及び株式会社NTTド</p>	<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 1～8 略</p> <p>(削除)</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 1～6 略</p> <p>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 略 (2) 電気 ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策において重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。 イ 東北電力株式会社 <u>青森支店</u>、東北電力ネットワーク株式会社 <u>青森支社</u> は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。 (ア)・(イ) 略 (3) 略 (4) 通信 <u>NTT東日本株式会社</u> (青森支店)、<u>NTTドコモビジネ ス株式会社</u>及び株式会社NTTドコモ (東北支社青森支店)</p>	<p>内容がないため削除</p> <p>字句の修正</p> <p>他の箇所の書きぶりに統一</p> <p>社名の変更による修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>コモ（東北支社青森支店）は、第4章第30節の4に準じるほか、特に次の措置を講じる。</p> <p>(5) 略</p> <p>8 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 交通規制</p> <p>県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間および避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>9 県が自ら管理棟を行う施設等に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>10 迅速な救助</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確</p>	<p>は、第4章第30節の4に準じるほか、特に次の措置を講じる。</p> <p>(5) 略</p> <p>8 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 交通規制</p> <p>県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>9 県が自ら管理棟を行う施設等に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>10 迅速な救助</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を</p>	<p>字句の修正</p> <p>県の文書の取扱いの変更による</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>(4) 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る<u>取組み</u>について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>(1) 物資等の調達手配</p> <p>県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、<u>必要やむを得ないと認めた場合</u>は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとる。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 他機関に対する応援要請</p> <p>(1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに 関し、締結している応援協定等は<u>次の</u>とおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（中略）</u> ・ <u>災害時における物資の受入れ及び配送等に関する協定</u> <p>(2) 県は必要があるときは、<u>上記(1)</u>に掲げる応援協定に従い 応援を要請する。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合にとるべき防災対応に関する事項</p>	<p>含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>(4) 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る<u>取組</u>について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</p> <p>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>(1) 物資等の調達手配</p> <p>県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、<u>必要があると認めた場合</u>は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとる。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 他機関に対する応援要請</p> <p>(1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに 関し、締結している応援協定等は「<u>資料編巻末 災害時応援協定等一覧</u>」のとおりである。 (削除)</p> <p>(2) 県は必要があるときは、「<u>資料編巻末 災害時応援協定等一覧</u>」 に掲げる応援協定に従い応援を要請する。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合にとるべき防災対応に関する事項</p>	<p>字句の修正</p> <p>文章の修正</p> <p>記載の重複の解消</p> <p>上記(1)修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、<u>防災行政無線</u>や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に<u>配慮するよう市町村に依頼する</u>。</p> <p>2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知略</p> <p>3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発信</u>に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p> <p>4 県のとるべき措置</p> <p>県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が<u>発信</u>された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、</p>	<p>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、<u>県公式LINE</u>や<u>あおもり防災ポータル</u>の活用による<u>情報発信に加え、市町村を通じた防災行政無線</u>や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に<u>配慮するよう市町村に依頼する</u>。</p> <p>2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された後の周知略</p> <p>3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発表</u>に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p> <p>4 県のとるべき措置</p> <p>県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が<u>発表</u>された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。(後略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災訓練に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年</p>	<p>県と市町村の役割の明確化</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p> <p>＜防災訓練にあたって留意すべき事項＞</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1 県職員等に対する教育</p> <p>県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(7) 略</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>県は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。</p>	<p>1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p> <p>＜防災訓練にあたって留意すべき事項＞</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災訓練は、毎年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</p> <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>1 県職員等に対する教育</p> <p>県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(7) 略</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>県は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>※ 網掛け部分は修正のある節</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 各機関の実施責任</p> <p>第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第6節 県の概況</p> <p>第7節 青森県の活火山</p> <p>第8節 火山災害の想定</p> <p>第2章 防災組織</p> <p>第1節 県防災会議</p> <p>第2節 配備態勢</p> <p>第3節 県災害対策本部</p> <p>第4節 県災害対策本部に準じた組織</p> <p>第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織</p> <p>第6節 火山防災協議会</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>第2節 業務継続性の確保</p> <p>第3節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>第4節 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>第5節 火山地域における土砂災害対策事業</p> <p>第6節 自主防災組織等の確立</p> <p>第7節 防災教育及び防災思想の普及</p> <p>第8節 企業防災の促進</p> <p>第9節 防災訓練</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第10節 避難対策 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策 第12節 災害備蓄対策 第13節 要配慮者安全確保対策 第14節 防災ボランティア活動対策 第15節 災害廃棄物対策 第16節 文教対策 第17節 警備対策 第18節 交通施設対策 第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第20節 複合災害対策</p>	<p>第10節 避難対策 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策 第12節 災害備蓄対策 第13節 要配慮者安全確保対策 第14節 防災ボランティア活動対策 第15節 災害廃棄物対策 第16節 文教対策 第17節 警備対策 第18節 交通施設対策 第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第20節 複合災害対策</p>	
<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 救出 第11節 食料供給 第12節 給水 第13節 応急住宅供給 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第15節 障害物除去 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第17節 医療、助産及び保健</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報等の発表及び伝達 第2節 情報収集及び被害等報告 第3節 通信連絡 第4節 災害広報・情報提供 第5節 自衛隊災害派遣要請 第6節 広域応援 第7節 航空機運用 第8節 避難 第9節 消防 第10節 救出 第11節 食料供給 第12節 給水 第13節 応急住宅供給 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬 第15節 障害物除去 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与 第17節 医療、助産及び保健</p>	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第18節 被災動物対策 第19節 輸送対策 第20節 労務供給 第21節 防災ボランティア受入・支援対策 第22節 防疫 第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第24節 金融機関対策 第25節 文教対策 第26節 警備対策 第27節 交通対策 第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第29節 石油燃料供給対策</p> <p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>第6章 継続災害への対応方針 第1節 避難及び安全確保対策 第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応 第3節 被災者の生活支援対策</p>	<p>第18節 被災動物対策 第19節 輸送対策 第20節 労務供給 第21節 防災ボランティア受入・支援対策 第22節 防疫 第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 第24節 金融機関対策 第25節 文教対策 第26節 警備対策 第27節 交通対策 第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第29節 石油燃料供給対策</p> <p>第5章 災害復旧対策計画 第1節 公共施設災害復旧 第2節 民生安定のための金融対策 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>第6章 継続災害への対応方針 第1節 避難及び安全確保対策 第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応 第3節 被災者の生活支援対策</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第7節 青森県の活火山</p> <p>本県の山岳のうち、岩木山、八甲田山、十和田及び恐山が活火山（<u>火山噴火予知連絡会では概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。</u>）に選定されている。</p> <p>（後略）</p> <p>1 岩木山（常時観測火山）</p> <p>(1) 位置 北緯 40° 39′ 21″ 東経 140° 18′ 11″ 標高 <u>1,625m</u> (岩木山) (三角点)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 八甲田山（常時観測火山）</p> <p>(1) 位置 北緯 40° 39′ 32″ 東経 140° 52′ 38″ 標高 <u>1,585m</u> (大岳) (三角点・八甲田山)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 十和田（常時観測火山）</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 青森県の活火山</p> <p>本県の山岳のうち、岩木山、八甲田山、十和田及び恐山が活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）に選定されている。</p> <p>（後略）</p> <p>1 岩木山（常時観測火山）</p> <p>(1) 位置 北緯 40° 39′ 21″ 東経 140° 18′ 11″ 標高 <u>1,624m</u> (岩木山) (三角点)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 八甲田山（常時観測火山）</p> <p>(1) 位置 北緯 40° 39′ 32″ 東経 140° 52′ 38″ 標高 <u>1,584m</u> (大岳) (三角点・八甲田山)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 十和田（常時観測火山）</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>文章の修正</p> <p>標高の改定</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域県民局地域連携部長)</u> <u>(県民局長)</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 火山防災協議会</p> <p>県、市町村及び関係機関の連携を確立し、<u>平常時</u>から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、火山防災協議会を組織する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 配備態勢</p> <p>表中 <u>(地域連携事務所長)</u> <u>(地域連携事務所長)</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 火山防災協議会</p> <p>県、市町村及び関係機関の連携を確立し、<u>平時</u>から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、火山防災協議会を組織する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 火山活動に関する研究</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 火山噴火予知に関する調査研究</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 火山観測体制の推進</p> <p>(中略)</p> <p>火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ (中略)。また、平常時に計画的に機動観測を実施するとともに、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合等に、臨時の機動観測を実施する。(後略)</p> <p>エ 略</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>県及び市町村は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山</p>	<p style="text-align: center;">第1節 調査研究及び監視観測の推進</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 火山活動に関する研究</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 火山体構造等に関する調査研究</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 火山観測体制の推進</p> <p>(中略)</p> <p>火山噴火による災害を軽減するためには、平時から火山の監視観測に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ (中略)。また、平時に計画的に機動観測を実施するとともに、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合等に、臨時の機動観測を実施する。(後略)</p> <p>エ 略</p> <p style="text-align: center;">第9節 防災訓練</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>県及び市町村は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p>訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。</p> <p>火山防災協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。</p> <p>気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ (中略)。また、<u>IT</u>を用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を「<u>火山防災の日</u>」など<u>定期的</u>に行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。</p> <p>訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。</p> <p>火山防災協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。</p> <p>気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策</p> <p>1・2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ (中略)。また、<u>登山地図アプリ</u>等を用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書等の<u>登山地図アプリ等の活用による積極的な提出</u>等の手段を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画 p17</p> <p>容易な登山届の提出方法の明示</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 噴火警報等の発表</p> <p style="padding-left: 2em;">仙台管区气象台</p> <p>(2) 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 噴火警報等の発表</p> <p style="padding-left: 4em;">仙台管区气象台及び<u>気象庁本庁</u>は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)・(イ) 略</p> <p style="padding-left: 4em;">(ウ) 噴火警報等</p> <p style="padding-left: 6em;">a・b 略</p> <p style="padding-left: 6em;">c 噴火警戒レベル</p> <p style="padding-left: 8em;">(中略)</p> <p style="padding-left: 4em;">活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、<u>平常時</u>から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。</p> <p style="padding-left: 6em;">(後略)</p> <p>表 略</p> <p style="padding-left: 2em;">d～g 略</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p>略</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 噴火警報等の発表</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>気象庁</u></p> <p style="padding-left: 2em;">仙台管区气象台</p> <p>(2) 略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 噴火警報等の発表及び伝達</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 噴火警報等の発表</p> <p style="padding-left: 4em;">仙台管区气象台及び<u>気象庁</u>は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)・(イ) 略</p> <p style="padding-left: 4em;">(ウ) 噴火警報等</p> <p style="padding-left: 6em;">a・b 略</p> <p style="padding-left: 6em;">c 噴火警戒レベル</p> <p style="padding-left: 8em;">(中略)</p> <p style="padding-left: 4em;">活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、<u>平時</u>から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。</p> <p style="padding-left: 6em;">(後略)</p> <p>表 略</p> <p style="padding-left: 2em;">d～g 略</p>	<p>実施責任者の追加</p> <p>他編との整合</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>イ 噴火警報等の通報</p> <p>(7) 仙台管区气象台及び青森地方气象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、消防庁、<u>東日本電信電話株式会社</u>（<u>西日本電信電話株式会社</u>）、<u>日本放送協会青森放送局</u>、警察庁、<u>第二管区海上保安本部</u>及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>伝達系統図</p>	<p>イ 噴火警報等の通報</p> <p>(7) <u>気象庁又は</u>仙台管区气象台及び青森地方气象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、消防庁、<u>NTT東日本株式会社</u>（<u>NTT西日本株式会社</u>）、<u>日本放送協会</u>、警察庁、<u>海上保安本庁</u>及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>伝達系統図</p>	<p>伝達系統図の修正及び社名の変更による。</p> <p>伝達系統図の修正</p>

